

## 経済・体育施設に関する調査特別委員会会議録

平成29年10月11日（水）

（開 会）10：00

（閉 会）15：08

### ○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。

本日の進め方ですが、施設ごとに分けて審査を行い、順序としては、筑豊ハイツ、地方卸売市場、新体育館の順で行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、筑豊ハイツに関して、前回資料要求があった資料が提出されておりますので、現在までの進捗状況等をあわせて執行部のご説明をお願い申し上げます。

### ○都市施設整備推進室副室長

庄内温泉筑豊ハイツに関しまして、第1回、第2回の委員会に提出してございました資料の差し替え表を配付させていただいております。お手数をおかけしますが、差し替えのほどよろしくお願いたします。

続きまして、提出しております資料について説明いたします。筑豊ハイツ資料1をお願いいたします。PFIの概要でございます。PFIとはプライベート・ファイナンス・イニシアチブ、直訳しますと、民間の資金が主導するという英語の頭文字で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方であります。PFIは、民営化、アウトソーシングなどの手法を含めた、官民のパートナーシップにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供するパブリック・プライベート・パートナーシップ、直訳しますと官民連携となりますが、このPPPの一つの手法とされております。PFI方式は、1980年代のイギリスにおいて始まり、その後、世界的な民営化の流れの中で、各国で導入、普及している方式でありまして、日本においては平成11年9月に行政の効率化と公的財産の健全化の必要性から、民間資金等の活用に関する公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法が施行され、本格的に導入されました。

2のPFIの主な事業方式でありますが、これは内閣府のPFI事業導入の手引きに記載されております代表的な4つの事業類型を掲載しております。事業方式としましては、民間事業者が公共施設等を建設し、公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行うBTO方式、民間事業者が公共施設等を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共に施設所有権を移転するBOT方式、民間事業者が公共施設等を建設し、維持管理及び運営をするが、公共施設への所有権移転を行わないBOO方式、民間事業者がみずから資金を調達し、既存の公共施設等を改修、補修し、管理運営を行うRO方式を掲載しております。

3のPFIのメリット、デメリットでは、メリットとしまして総事業費の削減、財政平準化、公共サービス水準の向上、リスク分担による公共負担の軽減がございます。デメリットとしましては、事前手続に業務負担と時間が必要になる、PFIの採用を検討する組織体制の強化を図る必要がある、長期契約となるため、競争原理が働かずに、公共サービスの水準の低下が懸念されモニタリング業務が必要となる、民間部門が資金調達することとなり、事業途中で破綻する懸念があるということが挙げられております。

2ページをお願いいたします。4の従来の公共発注方式とPFI方式との比較につきましては、表に

記載のとおり実施方法、発注方法、事業者選定方法、リスク分担、資金調達の違いにて整理させていただいております。

3ページをお願いします。5のPFIの事業スキームにつきましては、イメージ図を掲載しております。公共施設等の管理者等とPFI事業者が事業契約を結び、PFI事業者が事業を行うということをございまして、このPFI事業者は、SPCと呼ばれる公募提案する共同企業体が新会社として特定目的会社を設立して、建設、運営、管理に当たることが多いとのことです。特定目的会社には全体をマネジメントする代表企業をございまして、特定目的会社を構成します建設会社、維持管理会社、運営会社がそれぞれ業務を請け負うこととなります。施設の建設費については、金融機関が特定目的会社に融資を行い、BTO方式では、施設完成後に公共施設管理者が購入、事業終了後に公共に施設所有権を移転するBOT方式や、公共への所有権移転を行わないBOO方式では、収益性の高い施設にあつては使用料などが融資の返済金に充てられ、収益性の低い施設では、公共施設管理者が分割して支払うこととなります。施設の維持管理や運営にかかる経費については、収益性の高い施設にあつては、使用料などが充てられ、収益性の低い施設では、公共施設管理者が委託料等を支払うこととなります。

4ページをお願いいたします。6の一般的なPFI事業の実施手順につきましては、内閣府のガイドラインから引用しております。特定事業の選定、民間事業者の募集及び選定、PFI事業の実施の区分により、7つのステップで整理しております。ステップ6が、施設の設計という事業着手になりますが、この前段となりますステップ1からステップ5まで、事業の発案、実施方針の策定及び公表、特定事業の評価、選定、公表、民間事業者の募集、評価、選定、公表、契約の締結等の段階が必要となります。各ステップ期間につきましては内閣府のガイドラインに掲載しておりませんので、国土交通省や先進事例を参考に掲載しております。事業化までの必要期間としては、20カ月から34カ月となり、ノウハウのある都市では、2年くらいの期間が多いようであります。本市におきましてはPFIの導入実績がないため、そのノウハウもなく、先進地の事例を参考にしながらの実施となりますので、本市の最初のPFI事業につきましては、長めの期間設定が必要になると考えられます。

続きまして、民間事業者との協議状況でございますが、8月28日の本特別委員会に6社とお話をさせていただいており、うち3社については、ご検討いただく旨の報告をさせていただいておりましたが、この3社とも、立地上の問題や宿泊者の需要が見込めないということでお断りされておまして、市からどういった支援があれば整備に向けての検討ができるかお尋ねしましたが、提案いただけておりません。

8月28日以降に、この6社とは異なる3社とお話をさせていただいておまして、うち1社につきましては、6社と同様な理由でお断りされております。残りの2社につきましても厳しいとの意見でありましたが、1社からは、市の支援における整備について、前向きな回答がございまして、現在どのような支援があれば整備できるか、支援内容を検討いただいております。また、別の1社につきましては、従来からの方針であります合宿等宿泊施設を含めて検討する旨の回答をいただいております。

以上、簡単ではございますが、庄内温泉筑豊ハイツについての説明を終わります。

○委員長

ただいま、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

今の説明の中で、民間企業1社は市の支援が、内容によってはと。もう少し詳しく説明いただけませんか。

○都市施設整備推進室副室長

具体的な提案まではいただける状況にはなっておりませんが、例としてお話がありましたのは、土地の無償貸与、あと、固定資産の減免とかができるでしょうかというようなお話はいただきました。あと、具体的な補助金、建物を建てるに当たっての補助金のお話もありましたが、金額的なものが提示されているわけではございませんでした。

○坂平委員

そういった漠然とした話では、内容がわからないわけですよ。だから、例えば民間企業が公営を、代替で民間でやるということになった場合に、市からの補助金がどの程度、そして規模はどの程度の施設をつくるかとか、後の運営をどのようにするかとかいうところまでの話は全くされていないわけですか。

○都市施設整備推進室副室長

はい、そういった話について、こちらのほうからご提案いただけないかということで、現在、先方、会社のほうとして提案に向けて検討しますという回答をいただいているところであります。

○坂平委員

あくまでも市が主導型で、そういった形で民間の能力を活用したいという考えであるならば、市としては最大限ここまではできますよと。それを加味したところで民間としてどこまで歩み寄れるかとか、どこまでの支援があればできるのかとかいう、もう少し具体的な、中に少し入り込んだ話をやっぱりしていかないと、ただ表面だけで、口頭だけで、もちろん会話だから口頭だけになりましようけれど。もう少し掘り下げた話をしていけないことには、前に進まないと思いますよ。あくまで官民ですから。官としてはある程度のところまでしか言えないと、でも民としては、ある程度のところを一步越えたところの話を進めていかないと、話は進まないと思いますよ。だから、その辺りを行政としてどういうふうに考えているか。その辺り、どういうふうに思います。

○都市施設整備推進室長

今質問のお答えですけれども、まず採算ベースに乗るためには、どのくらいの施設規模にするかということが、向こうにとっては重要な要素であります。今、私どもが考えているのは90室程度のようなふうに考えておりましたけれども、具体的に向こうのほうとしては、そこまで多くしたら、お客さんがそこまで確保できないのではないかと。そういった施設規模も含めまして、後はその施設規模によっては建設費も変わってきますので、そこでどの程度の市からの援助が必要になってくるかということを検討してもらって出してくださいと。それに応じてうちのほうがどこまで対応できるかということを検討させてもらいたいということで今お答えしております。それで、詳細について今検討していただいていますので、その答えが来ましたら、うちのほうでどの程度対応できるものかということも、もう一度検討させていただいて、ご回答するというような手順になると思います。

○坂平委員

ある程度、民の力を取り入れた中で筑豊ハイツの維持をしようということであるならば、逆にもうかなりの時間がたったわけですからね。本当に飯塚市が筑豊ハイツを存続させてやろうということであるならば、逆に、飯塚市として、こういった形の、例えばベッド数にしても、部屋数ですね。それにしても、この程度まで最大限この程度まではしたいと。最小限はこの程度で収めたいというものを、ある程度レイアウトを逆に提示するのも一つの方法だろうと思いますよ。ただ、民の力を借りて、ただ民の意見だけを聞いた中で、じゃあ行政が考えようかとかいうことではなくて、ある程度、お互いに出し尽くすところは出し尽くしていると思いますよ。以前からずっと話をしているわけですからね。だから、逆に行政として最大ここまで、最少ここまでというものをある程度算定して、結論を出していくべきだろうと私は思います。そうしないともう間に合わないでしょう、基本的に。だから、やってくれるとい

うところがあるならば、行政としては、行政の直営でやるのかやらないのか、まず一番にそれを決める。そして、民の力を借りてやるのか、やらないのか。そういう何らかの方向性を出して、話を進めていかないと、ずっとこのままで1歩も進まずに、今から先ずっと我々の任期中に、この任期中にこの話をずっとして行って、そのままで終わるような私は感じはするんですけどね。だから、ここはあくまでも執行部として決断をしなければいかん、ある程度の時期に来ているのではなかろうかと。例えば、今、民の力を共同でやるにしても、まだ1年か1年半はかかるわけですよ。今例えば決まったとしても。例えば、基本設計、実施設計、そして工事に着手する。着手して、その完成までがいつと。それを逆算すると、間に合わないでしょう。あなた方のその、今の、いつも民間の方々と何社、3社か、2社か、1社か。どこまで絞られたかわからんけれど、だから、ある程度、その辺りはやっぱり積極的に話を進めて行って、方向性を見出すべきだろうと思います。最終的には、執行部はこの方向で行きたいという、やっぱり一つの方向性を出さないといけないわけでしょう。そして、この特別委員会にも、そういった形でどうかということをして、その中で初めてこの特別委員会の中で、いろいろな案も出しましょう。その中で、あくまでもこういうふうにしたほうがいいのか、ああいうふうにしたほうがいいんじゃないかという、いろいろな意見が出て、初めてまとまってくるのではないですか。それを出さないことには、ただ漠然と今までの話の過程の説明ばかりして、今現在ここまで行っています。私から言わせたら全然進んでいないんですよ。だから、私が思うには、あくまでも執行部がこの方向で行きたいというものを、ある程度もうこの段階では出していくべきだろうと私は思います。だから、その辺りも含めたところで、話を、方向性を決めてほしいと思います。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○松延委員

今、坂平委員が大体言われていますように、今、当初にPFIのこの方式について、説明をされました。ということは、私は、執行部としてはこの方式でやりたいということで再度、私は提案されたというふうに思っておりますので、その資金等を、そういうところを、資金も結局、民間の資金を利用してということであろうかと思っています。それで、あと1つは先ほどの3社の、前向きに検討するのが1社ということで、ここら辺のところ、条件は土地の無償譲渡、固定資産の減免等ということは、向こうから言われましたということで、そういうところで先ほども言われましたように、時間がない。先ほどの内閣府のガイドラインによると、事業化までは20カ月から24カ月かかるということでございますので、執行部として、そういうふうなことをある程度、企業からの要求が、そういうのがあれば、そこら辺にまず検討して、ただ向こうに、どういうふうな方向で、ボールの投げ合いばかりだったら時間がかかりますので、ちょっと今一度、今私の質問の仕方に部長もちょっと首をかしげられましたけれども、ちょっとそこら辺のところ、もう一度、執行部のその主体性なりを示していただきたいと思えます。どんなふうでしょう。

#### ○都市施設整備推進室副室長

まず、筑豊ハイツの再整備に当たってPFIを活用するかということでございますが、PFI事業とは、民間の資金を活用して、公共施設を建設、整備するという事業でありまして、今回私どもで計画しておりますのは、あくまで民設民営の施設でございますので、公共施設、市の施設を整備するということではございませんので、PFI事業とはならない事業になります。

続きまして、次の各企業との協議の状況でございますが、先ほどお答えしたとおり、進んでいないというお叱りかと思えますけれども、これにつきましては、できるだけ早く提案をいただいて、どういつ

た支援をすれば民設民営の施設が整備できるのかというのを、市のほうの支援を検討したいというふうに考えております。

○松延委員

今、支援と、何と言いますか、要するに向こうからの提案、ここでのボールの投げ合いになっておるように見えるんですよ。ただ向こうとしては、企業としては、利益を追求しますから、当然自分の条件のいいような方向で、市に多分訴えられると思うんです。そここのところのものを執行部がちゃんと、先ほど言いましたように、条件をここまでだったらできるというものを先に向こうに提示しないと、向こうは、僕は答えを出さないとしますよ。ちょっとそこら辺のところをちょっと、あまりにも慎重すぎると、時間がかかりますので、もう思い切って、先ほどから出ていますように、パラリンピックの誘致も、市長も言われて、新聞にも載りましたことですから、そこら辺のところは、リスクも買うこともあろうかと思いますが、思い切ってそこら辺のところを提示してやってくださいよ。

○平山委員

市長が南アフリカまで行かれて、この飯塚のこの地に合宿が来るという契約もしております。今いろいろ話を聞く中で、この民設民営方式で今、飯塚市は、いくということで答弁がありましたけれど、この問題が何年になりますか。おそらくもう3年近く、ずっとこの方式でいろいろな業者に伺い立ててきております。一時は、前市長さんたちの中で、もう民間では採算が取れないと。そして、本当に民間に任せるのであれば、3億円なり、何億円を上乗せしてでも民間でもらう以外には方法はないというような、そういう世間話と言いますか、噂話の中であつたと思うんですよ。今もそれをずっと続けてきて、やっと1社だけ残っているんでしょう。2社ですか。そうしたら、この民間業者の2社の中の最終的決定はいつまでに出すんですか。

○都市施設整備推進室副室長

2社からの提案につきましては、1社は今月いっぱいまで。もう1社は12月に提示、提案をするということでお話をさせていただいているところです。

○平山委員

1社は今月いっぱい、もう1社は12月までということですね。これで決まればぎりぎり間に合うと思うんですよ。決まる可能性あるんですか。

○都市施設整備推進室副室長

決めなければならないと考えております。

○平山委員

もしその2社の中で、今月いっぱいと12月いっぱい、今決めなければならないとおっしゃいましたが、もし決まらない場合は、私たち、これ今まで何回もこの委員会をやり、その前から各種委員会でもいろんな質問があつております。議員たちは、そんなに無理しなくても、民間に任せて立派な宿泊施設をつくらなくても、簡素な宿泊施設でいいんじゃないかと。今まで100万人が筑豊ハイツに年間、利用しようという中で、一番はテニスですね。イイヅカ方式でやりようテニス。そして、そこにみんなかかわっている人たちの宿泊施設です。それも簡素でいいんじゃないかということで提案してるんですよ。そこも含めてなるべく早く決定を出して、せっかく市長が行ってきた南アメリカとの合宿施設までできるという締結までとってきておるんですから、必ず何らかの形で間に合うよう進めていってください。もうこれでいいです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

資料を見ますと、目標年次は平成32年、東京パラリンピック事前キャンプまでの開館をめざすとあります。そこには業者選定から開館まで2年6カ月を要すると想定してありますとございます。それを考えると、もう残された時間はほとんどないというのが現状だと思うんです。ただ、今進んでる議論はあくまでもビジネスホテルが中心ですよ。民間の部分に関してビジネスホテルのところにお話をしてるわけでしょう。違いましたっけ。あとまた現地の、ちょっと動きながらも今建っているところの近い場所での建設というふうな形であったかと思いますが、それでよろしかったですかね。まず、その確認から。

○都市施設整備推進室長

今の提案の内容といたしましては、従来の合宿所とかいろいろな考え方で行っておりましたが、現在は、ある程度の宿泊をカバーした中でじゃないと収益性が出ないんじゃないかという判断で、できるだけ、ロードサイドからちょっと入ったところですけども、そういった意味合いでビジネス客も取り込んだ中での運営が適切でないかということで、今、提示はさせていただいております。ただ、業者さんと話す中では、合宿所単体では非常に繁忙期とそうじゃないときの差が大きいので、通常の宿泊をどの程度確保できるかということが収益の面で言うには最大の課題であります。それで、今、温泉施設を持っていますので、それと複合的に考えて事業化がどの程度できるかということも含めて検討させていただいてるところもございます。ですから、今、うちが提案しておりますビジネスホテル的な、ある程度安価で泊まれるような施設という提案をさせていただいておりますけども、それにこだわらなく、提案はいただくような形で話は進めさせていただいております。

○江口委員

最初の6社、そして今その後に別に3社と協議をしているというお話ございました。それぞれ業態というふうなものはどういったものなのか、また、あわせて、どういったことでこの6社、そして3社を選定してお声掛けをされたのか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○都市施設整備推進室副室長

現在協議をさせていただいている、また、いただきました業者につきましては、ホテルの事業者が6社、それからホテル含めての不動産開発をされている会社が2社、あと1社は飲食及び宿泊施設を持っている会社の計9社になります。

○江口委員

それぞれ、まあ拠点となる所は、どのあたりなんでしょう。飯塚市内の業者さんもあるかと思えますし、県内、県外があるかと思うんですが、そこら辺はどんな部分ですか。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚市内が1社、市外が——、すみません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:32

再 開 10:34

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室副室長

今まで協議させていただきました企業につきましては、県内が4社、県外が5社になります。

○江口委員

この部分に関しては、昨年秋口に新聞等々で2紙でしたっけ。意見を募集をしてというふうな形があったかと思います。そのときは11月末まで提案を募集するという形があったとは思いますが、そのときの業者とたぶん今の話されているのは別の業者ですね。新しく3社というのは別だと思いたうですが、そこら辺の選定、そこら辺にお声かけをしたというところに関してはどういった形でお声掛けをされているのか。そこら辺の基準等についてはどのようになっておられますか。

○都市施設整備推進室副室長

ホテルにつきましては、郊外型のビジネスホテルを展開されている会社をインターネットもしくは不動産の開発関連の会社さんとかからご紹介いただいて、ご相談をさせていただいております。あと不動産開発関連の会社を通じてですけれども、その会社もしくはそのレストラン業者というようなところへのご紹介をいただいて協議しております。

○江口委員

ということは昨年一旦公募みたいな形をした後は、つてを頼ってというふうな、ネットで探したりとか、ご紹介を受けたりとかいうふうな形で探しておられるわけですね。もう1つなんですけれども、場所についても現状の前後というふうなところで計画案があがっておりますが、議会の中で議論でたのは、やはり緑地とどうやってリンクをするのかと。100万人というお話がございました。ただその100万人についても緑地プラスハイツの中で、どこに来てするのかというのはやっぱり大きく差があるわけですよ。その立地でかなりその収益性が変わるというのは、松延議員も以前をお話しされていたことだと思います。そういったことを考えると、本当にこの場所で急ぎでやる方がいいのかどうかという議論を前もさせていただきました。またこの2年6カ月、業者選定から2年6カ月を要するという話。そしてそれまでにキャンプまでの開館ですから、パラリンピックが9月とするとキャンプというのは当然のことながら1カ月、2カ月前ないし3カ月前になるかと思えます。そうするともう本当に2カ月、3カ月しかないのではないかと思っているんです。本当に、ギリギリな中で、急いでやる方がいいのかどうか、改めて考えるべきだと思っております。簡素な建物を建てて、運営費を安く上げようと思っているかもしれないけど、結果としては実際には利用されずに赤字になって撤退をされる。そうするとまたそこが負の資産として残されることもあるでしょうし、そういったことを考えると、まずこの場所については、緑地、県との協議をまず、きちんとされた上で、その中でこのエリアとしてどういった部分で県央のスポーツの拠点として売っていくのかということをしっかり考えるべきだと私は思っています。県との協議については、現状どのようになっておりますでしょうか。以前もお聞きしましたが、それから進展があるのかどうかお聞かせください。

○都市施設整備推進室副室長

福岡県、担当者は公園街路課になりますが、そちらとは断続的には協議をさせていただいております。福岡県の見解としましては、筑豊緑地については整備は終わっているという見解は、ずっと変わりませんけれども、その中で緑地の中で、この筑豊ハイツの再整備をできる土地がないのかということで、現在、福岡県のほうにはお話しさせていただいております。それについては、言葉が正しいかどうかはわかりませんが、門前払いというわけではなく、協議には応じますということでは、今お話をいただいているところです。

○江口委員

となると、この日程が厳しい中で、現地というふうな整備も一つでしょうか、もう片一方では緑地を含めた中で、その中でベストな選択をどうやってやっていけるのかということを考えなくてはならないと思います。そこら辺の検討についてはどのようになっておりますか。

○都市施設整備推進室長

今副室長がお答えいたしました、別の場所については、飯塚市のほうである程度、この場所がだったらというところは具体的に提示をさせていただいた中でお話を進めております。ただ、その公園の中になりますし、実際今のテニスコートから極端に離れている場所だとキャンプ地としての場所の選定からも考えて、非常に難しいんじゃないだろうか。できるだけ、利便性のあるところで道路サイドからも目立つ所というところではお話してますけれども県のほうとしては今の公園の施設の中の部分を割いてするような形になりますので、この部分について慎重に協議した中で進めていかなくちゃならないというのが共通の認識となっています。

○江口委員

であるならば、なおさらのことこの厳しい日程の中で急ぐべきなのかどうなのかというやつは、改めて考えるべきだと思っています。車いすテニス大会、非常に飯塚にとっては重要なイベントに育っておりますし、テニスコートの面数とかを考えると可能性も非常にあるんだと思っています。その中で、ではその運営の中心となる場所が、どこに立地するのか、またあわせて、課題というのは、大会じゃなくて、週末以外のところというお話ございました。そこら辺にどうやって収益を上げる仕組みを入れるのかということと考えたら、まずそこら辺のビジネスモデルを構築してやるべきではないのかなと思っています。私としてはこのギリギリな日程の中でここまでずれ込んだ中で、急ぐべきではないというご意見のほうを申し述べさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

確認しますけれど、今、議論になってるのは、あくまでも宿泊施設の件ですよね。宿泊施設の件は、民間企業にやっていただきたいと、費用負担はしないということで、今日まできてるということですよ。先ほどからのやり取りを聞いてたら、もう民間がしなければどうするか。市が金をかけるのか、かけるならどれぐらいかけられるか。ですよ、かけてやるか。それか金かけるんだったら、またその新たな方法を考えるんだったら、時間をおいて考えれということですよ。やり取りを聞いています。まず、そうであるならば、先送っても構わないんですけど、金の問題がありますからですね。ただ、多目的ホールについては、きちんと計画どおりやっていくということだけは間違いないということですよ。

○都市施設整備推進室長

宿泊施設をつくらなくて、多目的ホールだけということにはならないと考えてます。宿泊施設とそれを補完するような形の多目的ホール。多目的ホールの位置づけというのが車いすテニスの今使ってる部分の新館のほうの1階部分でいろいろな行事に使われてますけども、そういったものを、開催期間中も使いますし、それ以外のときにも利用できるような施設をということで考えてますので、それ単体だけを先にということでは、今考えておりません。

○道祖委員

であるならば、先送りもできないと。何ですかというと、もうこれは2020年のパラリンピックというのが決まってるから多目的施設だけを先行するわけにはいかんと、宿泊施設も併設せざるを得ないと。ということなれば、民間企業にお尋ねして、民間企業が土地だけ貸してもらっても全部、民間企業の負担であっても、採算性がとれません、収益性がとれませんという回答をもらっておるわけですから、それは最終的には年度内、ここに書いてあるのは、あなた方が出したスケジュールですよ。業

者選定は29年度以内にしないと間に合わないということになれば、おのずからどうするかという判断は、ここ1、2カ月のうちにして12月議会なり、3月議会までにきちっとした考えを出さなくちゃいけない。予算計上もしていかななくちゃいけない。そういうことになりますよね。その点だけを確認しておきます。

もう、いろいろ言うておりますけれども、結局、民間企業ではだめだということをいつ断念して、そして投資するのもしないのか。けれど、今のお話では、投資せざるを得ないと。であるならば、どこまで投資するののかという事を、やはり行政のほうで判断して出していただかないと、今日までこれは特別委員会以外でも議論してきた内容ですから、皆さんのご意見もいろいろ聞いていたら、結論を出さないと進まないんじゃないかと、行政が判断してくださいということですから、そうあるべきだと思いますので、然るべき期限を切っていただきたいと思います。間違ってますかね、私が言うてること。その点だけ確認します。

#### ○都市施設整備推進室長

委員、言われるとおり、スケジュール的に間に合わせるためには、今年度中の業者をちゃんと決めた中でしていかななくちゃならないというのは、当然のことだと思います。今2社、先ほどお答えしましたが、1社については10月、もう1社については12月ということで、ご返事をいただくようにしております。その段階である程度、固まれば、当然、予算のほうに、当初予算なりで計上していくような形になりますし、そこで出てこなければ、先ほど皆さん、いろいろご心配になっておりますけれども、先送りするものか、どうするものなのかということの判断を、その段階で決めていかざるを得ないのかなと思っています。それと先ほど、坂平委員のほうからもご質問ございましたけれども、どの程度補助をするのかというのを明確にしないというようなお話をいただきましたけれども、今の私どもが考えているのは、経済部のほうで企業立地の補助金をいろいろ出しています。それをベースに活用できないかということで、今、検討させていただいている状況でございます。

#### ○坂平委員

先ほどから、私がお尋ねして執行部に問いかけたのは、今ほかの委員の方々も言われるように、今年度、急に選定しなきゃいかんと。あなた方はその2社に絞って協議をしますと。1社は11月ですか、回答いただきますと、1社にしては、12月に回答いただきますと、ただその中身は、我々はわからんわけですよ。あなた方は、交渉を直接されているから中身はわかっている。私先ほどから言うように、その予算は、補助金はどのくらい出すのかとか、市として負担をどのくらいするのかとかいう話が全部含まれているわけですよ。市のやるのかやらないのかという方向性とそして、その規模はどの程度の規模でやるかというのは、やっぱり執行部はまずは決めないと。民間のペースにあわせてそれにすり寄って、意見を尊重して、民間指導型でその意見を全部聞いてやるのか。行政指導型で民間を指導してやるのか、そのあたりをやっぱりきちっと芯を持ってやらないと全部やっても意味がないようなものになっていかんわけですよ。我々、特別委員会はあくまでも、行政がどういうふうな形でやるのかということの協議をさせていただいているわけですよ。それであるならば、中身をもう少し詳しく報告するとかしなきゃ我々は何にもわからないわけですよ。11月までに返事を1社はもらうようにしております。12月までにあと1社は返事をもらうようにしております。中身がわからんで返事をもらう、もらわない、もらった後に、そういう中身じゃいけないじゃないかという話になったときには困るわけでしょう。だからどこまでの規模でやるのか。そのあたりをもう少し具体的に公表して、この特別委員会の中では公表して、やらんとだめですよ。今、言うているように今年度中に業者選定をする。業者選定を民間の能力を活用しない場合は、行政が直接するかしないかとか、する場合にはと、前もって2段階、3段階

の計画を立てておかないとだめですよ。これが極端に言うとも民間事業であるならば、第1計画、第2計画、第3計画くらいたてますよ。行政も民間と一緒に、今はそのくらいの計画を立てて、第1案がダメなら第2案これがあるんじゃないかと、第3案があるんじゃないかと。そのパターンくらいをやっぱり行政としては考えて、やるという方向性を出すならば。じゃあこれどれも進められなかったから結局はやりませんでしたと、これじゃ何の意味がないわけですよ。そのくらい、やっぱり性根を入れて、気持ちを前向きに持ってやっていただきたいと思いますよ。もう少し具体的な答えは、やはり我々は返ってきてほしいなと思います。過去のことをああだこうだとは言いません。だからこれ前向きにどう進めていくか、それをやっぱり回答していただきたいと思いますよ。これ言うように、もう時間との戦いですからね。このパラリンピックに間に合わせるためにするのか、将来見据えた中でのするのか、その辺りの併用性、単独でののか、その辺りも含めて、ここが一番、決断しなきゃいけないところだろうと私は思います。そのあたりも含めて、しっかりと方向性を出してください。

○都市施設整備推進室長

今2社と交渉してるんですけども、具体的に中身が、私どもが提案したことに対するその具体的な提案というのはまだございません。それを含めて、今月いっぱいとか、12月いっぱいまでに提案をしていただく。最終的な業者は選考についてはプロポーザル方式で提案型で最終決定をやると思っておりますので、先ほどから、市が負担できる分が幾らあるかとかいうそういう問題も相手方の事業費によってはいろいろ大きいものか、小さいものかということもございます。それで、先ほどちょっと言いました企業立地促進補助金をベースにした中で考えているのは、ほかの、極端にその部分だけを大きな補助金を出すというのは、なかなか難しいと思いますので、そこをベースに考えて、この程度までだったら出せるという方向性を見出していこうというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○川上委員

片峯市長が教育長時代に、ことし1月13日にオリンピックパラリンピック担当の大臣だった丸川珠代さんと会われたと、福岡で。そして、田川だとかほかの都市が誘致を行っているのに、飯塚市はどうするんですかと聞かれたので、スピーディな対応をしなければならないという思いがあったということ、過去述べられたことがありますけれど、確認できますか。

○市長

若干ではありますが異なります。飯塚市が既に12月の時点で、オリンピック・パラリンピックを誘致する市として手を挙げていらっしゃいました。それで、1月の、確か12か13日の福岡市内のホテルでありました、誘致に手を挙げた九州の自治体の会議に、当時は市長の代理として出席をいたしました。その中で、そこから先は今川上委員がおっしゃったとおり、周りはさまざまな施策で既に動き出しをしているのに、飯塚市は具体的な動きに欠けていると思いましたので、相手先も南アフリカということを決めて、飯塚市は動くように、それまで既に決定していましたので、3月に大使館に赴いて、さきの協議をしたところでございます。

○川上委員

それで、今回の誘致について、本市としての意義を交通整理しておかないと、議論がもつれると思うんですよね。それでどういうふうな意義付けをしておるのか、位置づけをしておるのか、お尋ねをします。

○市長

ありがとうございます。私もただ単にパラリンピックを誘致すれば何々というようなものとして、市の税金等を使うべきでないと思っております。一つはこれまで国際車いす大会を市民を上げて実施していただいたことによって、障がいをお持ちの方々への温かく接すること、そして見方も非常に変わってきたと思うんですね。それが一つでございます。それから、これからますますグローバル化する時代において、外国の方をいかにお迎えするか、そういった意味でもこれまでの伝統をいかし、今回はオリンピック・パラリンピックという我が国においての大きなイベントに本市もかかわることで、障がいをお持ちの方、そして、外国の方に親切に優しく接することができるような飯塚市民になりたいと思います。そのことを、市としても外に発信したいと思っております。それが高齢の方や子どもたちにも優しい、温かい飯塚市になる一つの原動力にしたいと考えています。

○川上委員

2つということだったので、私の受け止めは、1つはノーマライゼーション、2つは国際交流と。その中で、本市がしかるべき都市であるという、そういう名誉を得たいということだろうと思うんですね。その2つということであれば、先ほどから議会の側から、時間がないよというふうに言っている面があるんだけど、何の時間がないのかというのはあるんだけど、市としては相当大きな事業になると思うんだけど、どういう体制でこれ臨むことにしているんですか。

○市長

すみません、自分が直接、特に3、4月というように直接、先方のオリンピック・パラリンピック委員会だとか、車いすテニス競技にかかわる方とやり取りをしてきたものですから、私がお答えいたします。

先方が最終的には5月の本市の国際車いすテニス大会を視察なさいまして、その事後協議の中で飯塚のこれまでの歴史もあるし、この市民を上げての体制については、ぜひ事前キャンプを車いすテニス競技については飯塚で事前キャンプを実施したいという意思表示はなされました。ただし、ここで条件が出ましたのが、やはり一つは、車いすで宿泊できる宿泊所が飯塚にはほとんどないということで、そういう条件をクリアしてほしいというのが、一番でございました。2番目は、このような合宿をするに当たっての施設、これを担当課は多目的施設としていますが、そのようなコンディションを整えるような施設もぜひ併設をしてほしい。このような願いがありましたので、それらにお応えすることは、その大会のみならず、今後の市民、そして外から飯塚市を訪れる方にとってもプラスになることだと思ひまして、その取り組みを進めようと考えたところでございます。

○川上委員

私が聞いたのは、先ほど、障がいのある方、ない方のこと、それから国際交流という意義が明確に2つ言われたんだけど、時間が迫ってきている中で、向こうから、5月、車いすテニス大会を視察して、今言われたようなことがというのはもちろん受け止めなければならないと思うんだけど、全体として成功させるための、市の体制はどのように考えているのかなど。だから、施設づくりだけに目を奪われるというか、全体の成功のためにどういう取り組みが必要で、その中の重要な1つとして、施設整備の問題があるのかないのか。だから、全体のことを忘れて、施設整備、しかも筑豊ハイツをどうするかだけに問題が行っているようでは道を間違っているのではないかなという心配があるんだけど、その体制は、まだ市にはないんですかね、このパラリンピックを成功させる体制は。

○市長

私も、今、川上委員がおっしゃっているとおりの方が大切であり、それが大会誘致、そして2020年以降も本市にとっての財産になっていくものと思っております。現在、市のそのような動きを察知し

て、宿泊施設を持っているところもバリアフリー化に取り組む必要があるなということで動き出しも見える部分もございます。最終的には、この誘致の委員会というのを昨年の、確か12月に市として組織しておりますから、ハード面の整備についてのみ、今ここでは論議いただいておりますが、最終的にはおもてなしをどうするか、そしてそれをさらに次の市や大会発展のためにどうつなげていくかということについて、市も交えたところで、その誘致の委員会の中で検討していく必要があると考えています。

○川上委員

当然、その中には、今2つ意義を言われましたけれど、そのとき、あるいは将来に向かって地域経済の活性化につながるようなことも考えることになると思うんだけど。今言っている流れは、必ずしも我々が抱えてきた、活用してきた筑豊ハイツをどうこうするということと同じ、期を一にしたものではないんじゃないかなと思うわけです。というのが、既に昨年の平成28年の1月にあなた方は第2次公共施設等のあり方に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を策定していますよね。これを踏まえたところで、ことし3月までに第2次総合計画もつくられているわけですけども、この流れの中で、今の議論が、筑豊ハイツに関する議論がどういう整合性がとられているのか、そこを心配しているんですよ。その辺はどのように交通整理してるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツのあり方については、民間活力を導入するという方針を出しております。さっき言いました公共施設の適正化計画の中では、その部分については特段述べてはおりませんが、その実施計画に基づいて、私どもも今、建てかえ、民間活力を活用した建てかえということで進めているわけです。それで、それと併せまして、先ほど市長が述べましたパラリンピックの誘致は、当然その、今まで車いすテニスをずっとそこでやってきていますし、宿泊施設としても利用されておりますので、その機能もあわせ持って、今後整備をしていくというような基本方針です。

○川上委員

それが平成28年の1月、昨年1月の公共施設等に関する基本計画に書いてあるということなんですか。

○都市施設整備推進室長

筑豊ハイツの取り扱いについて、個別にその分の記載は確かなかったのではないかと。ちょっとうろ覚えなんですけれども、なかったと思います。

○川上委員

うろ覚えではちょっと困るけれど、ないんですよ。ですから、市の公共施設等総合管理計画の基本的なモノの考え方が、筑豊ハイツについても沿っているというのが、あなた方の行政の継続という点から言えば、本筋なんです。そのことと先ほど市長が答弁された車いすで宿泊できる施設が不足していますよね。これを何とかしてくれませんかという要望があったわけでしょう。そうすると、その量はどのくらいの需要というか、必要性があるというふうに考えているのか、今、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:08

再開 11:18

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

失礼しました。国際車いすテニスの期間中に選手がことしは95名なんですけども、100名前後お見えになります。そのうち、宿泊されているところが筑豊ハイツとのがみプレジデントホテルとステーションホテルを利用されております。そういったところで、私どもも、ハイツの整備については車いすでも宿泊できるような形でということで、相手方に提案してるのは10室を提案をさせていただいております。それ以外の今利用されているのがみ、ステーションについても、車いすで泊まれる、今も実際泊まってらっしゃるんですけども、浴室に入るときには自分ではって行かれるとかそういった問題もございまして、そこら辺も何らかの形でクリアできるように協力願えないかということは今申し上げております。

○川上委員

確認しますが、ほかのホテルで基本的には対応してて、10室が足りないということですか。

○都市施設整備推進室長

10室が足りないということではなくて、通常の練習のときもそうですけど、合宿的なことも今使われてますけども、ある程度10室程度を確保しておけば、十分とは言えないんですけども、対応ができるんじゃないかというところでの提案をさせていただいております。

○川上委員

田川はドイツの選手団が来ると思うんだけど、田川はそれはどういう対応してるんですか。

○都市施設整備推進室長

新聞報道では、今度新たに合宿施設をつくるということではお聞きしております。

○川上委員

新聞報道以上のことは承知してないわけですか。その新聞はいつの報道ですか。

○都市施設整備推進室長

覚えておりません。

○川上委員

非常に不熱心だと思いますね。10室必要かどうかはわからないと。それで10室程度は用意しておきたいということが、筑豊ハイツに関するあなた方の基本方針を改める唯一の理由ということになりますけど、片峯市長、そう思いませんか。

○市長

10室というぐらいのところは少なくとも用意したいと考えますが、うちが誘致ですから、責任を持って対応すべき南アフリカ共和国の、これ予選もありますし、エントリーというのがありますので、何人になるかはまだ確定できないんですが、関係者おそらく4、5名は車いすでお見えになるだろうと思っていますし、今、担当が申しましたように、ジャパンの車いすテニスの強化指定も受けておりますので、その関係者が大体お見えになっている数がやっぱり6名から7名でございまして、大会が終わりました後もぜひそういう場所として誘致活動を頑張りたいと思っていますので、そういう最低限のものはすぐ近くのハイツで確保できるようにということで10室はということで今、民間のほうに提示をしているところでございます。

○川上委員

私は、本市を含む筑豊地域では、炭鉱がさかえ、そして労働災害も多数起こり、そのために穂波に筑豊労災病院を設置して、という経過があるくらいなんです。この筑豊ハイツはそもそも勤労者のための施設でしょう。それを発想から言えばね、今の段階で筑豊ハイツの宿泊施設の中に、障がいには知的も精神もありますけれども、身体障がいのある方が安心して宿泊できる、そういう施設があつてしかるべきだろうと思うんです。これはパラリンピックだけではなくて、また、車いすテニス大会だけを対象にするものではなくて、日常的に、そういう障がいのある方が、ノーマライゼーションという概念で憩えるというのは大事なことだと思います。ただ、その流れと今、パラリンピック時間がない、時間がないと、民設民営でなければ、税金を投入してどうかというような趣旨の発言も聞いておるとは思いますけれども、ここは落ち着いてね、飯塚市はどういう流れの公共施設対策やってきたのかということ踏まえながら考えていかないといけないのではないかと。そうするとね、時間との競争だとかいうのもあるんだけど、本筋の流れと別にこの10室程度を別に確保できないのかということ、私は筑豊ハイツ担当とかではなくて、施設担当ではなくて、先ほど申し上げた本当に2つのコンセプトでこれを成功させて、本市のしかるべき名誉を上げて、今後の市の発展にもつなげていくというような、そういう発想のほうが急がれるんじゃないかなと。だから、無理な日程の中で無理なことをして、将来どうなるかわからんような形で、税金をとにかく何十億円とかいうような話じゃなくて、今できることが必ずあるはずだから、ここ落ち着いて考えていく必要があるんじゃないかなというように思いますけど、片峯市長、どう思われますか。

#### ○都市施設整備推進室長

いろいろご意見ありがとうございます。私どもも、今、川上委員が提案なさったことも含めて、いろいろ検討をさせていただいております。それで、実際に今スケジュール的にパラリンピックを目指した中での整備を考えているわけなんですけども、ほかの委員もおっしゃったように、それができなければ長い目で見てどうなのかということも含めて、検討はさせていただこうとは思っておりますけども、今、目標年度に向けて、最大限努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○川上委員

東京都でメインのアリーナでああいった形で、大急ぎということで、若い人が過労死するようなくらいの状況に追い込まれているんだけど、そのメインイベントの後にどうなるのかというのはものすごく重要なテーマじゃないですか、最初から。ある姿、飯塚市の持つ力、能力、さつき歴史とか言われたけども、伝統も含めて、その中であるがままに歓迎していくと。そして、これはここで使うんですよ人権というのは、そういうことにきちんと対応できるようなことは今レベルが低いわけでしょうから上げていくと。あとどうしていいかわからないようなものを、慌ててつくってということでは、逆にお迎えする方々からも大丈夫かと言われることになるくらいではないかと心配するわけです。オリンピックが済んで5年後を公園つきの、緑地つきの、テニスコートつきのプライベートな高級有料高齢者のための施設ということになる選択肢が実はもう待ってるんじゃないですか、下手をすれば。それには、民設民営でやらなくて、税金を投入しておるとということになったとすれば大変なことですよ。オリンピック終わって5年後のこと考えながら、10年後でもいいですよ。仕事を、今政策判断しないといけない段階にあるんじゃないかな。既にあなた方が決めている基本線があるわけだから、公共施設については。それとの関係で、見定めてもらいたいというふうに思います。また別の機会にこれについては意見を述べる機会があると思っておりますので、終わります。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

まず、この特別委員会でいろいろご意見を言わせていただけていますが、議案の提出権は皆さん方へあるわけなので、執行権もですね。ですから、まずもう決めるのは行政だということを、まず忘れないでいただきたいと思いますので、よろしく願いますね。今、ハイツの件でいろいろご意見、質疑があつてましたけども、今南アフリカの関係者の方が飯塚市を訪問された際に、車いすで容易に宿泊できる施設がちょっとまだ欲しいなというご意見があつたということですが、このご意見をいただいたのは、キャンプ地が飯塚市に決定する前の話ですか、後の話ですか。

○都市施設整備推進室副室長

前になります。5月にキャンプにいらっしゃったときに協議をさせていただいた中でのお話です。

○上野委員

ということですね、飯塚市としては、市長が南アフリカまで赴いて、キャンプ地誘致をしてるわけですよ。キャンプ地が決定する前に南アフリカの関係者の方が来られて、車いすテニスで容易に泊まれる施設が欲しいなと、そういうことを考えられた上で、キャンプ地をうちに決めていただいたわけでしょう。いろんな民間の力を活用するなり何なり方法はあるでしょうが、まず、パラリンピックのキャンプまでに、この宿泊可能な施設をつくらなくちゃいけないんじゃないんですか。だから、それを間に合わせるためにどういった方法があるのかということをお聞きは、先ほど委員の方も言われてましたけども、1つだけじゃなくて、2つ、3つ考えて、やっていくべきじゃないかと私は思いますよ。パラリンピックに間に合わせるために予算の提案、議会に対して、定例議会じゃなくてもいいと思うんですよ。臨時議会も含めて何月までに予算を議会に認めていただくために提案をしなければならないというふうにお考えですか。

○都市施設整備推進室副室長

当初予算への提案をさせていただきたく、3月議会へ向けて――。（「来年の」と呼ぶ声あり。）来年の3月議会です。

○上野委員

ならば、さっきから申し上げるように執行権、議案の提出権は執行部にあるわけですよ。だからここは政治判断じゃないですか、市長、副市長。いろんなご意見がありますが、先に繰り延べたほうがいいんじゃないかという意見もありました。でも早く間に合わせるためにつくらなければいけないんじゃないかと。そのための最終的な判断は3月に予算を、そのための予算を上げるかどうかということなんでしょ。特別委員会では、そのようにいろんなご意見も言わせてもらいますが、最終的な判断は本当にあなた方なんですから、そこはいろんなご意見を伺った上で、決定をしていただきたいと思ひますし、決定すべきだと思ひます。また、この委員会の場合が事前審議みたいになってしまうと、本議会の中で私たちが、言葉は悪いですけど、賛成しなくちゃいけないよねっていう雰囲気になってきてもよろしくないと思ひるので、いろんな意見を闘わせた中で最終的な判断を決してやっていただきたいというふうに思ひます。ただ、私の意見は飯塚市長がわざわざ誘致に南アフリカまで、就任されてすぐ行かれたわけですから、そこは実現を、できる限りはしていただきたいなというふうに思ひています。

○委員長

ほかにありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、次に、地方卸売市場に関して資料が提出されておりますので、現在までの進捗状況等をあわせて執行部の説明を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

飯塚市地方卸売市場に関しまして、説明いたします。

9月8日、金曜日に第7回目の飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会を開催し、9月28日、火曜日に検討委員会委員長から市長に飯塚市地方卸売市場等施設整備基本構想答申書が答申されましたので、その概要をご報告いたします。

卸売市場資料1をお願いいたします。基本構想にはかがみ文に答申の骨子が記載されておりまして、この骨子は答申書の各章の重要な点を記載されておりますことから、答申骨子に基づき説明させていただきます。

まず、1の「基本構想答申にあたって」におきましては、飯塚市地方卸売市場の取扱数量が減少しております。この中で地域住民や関連事業者に欠かすことのできない生鮮食料品及び花き流通の基幹システムとして大きな役割を担っており、時代にあわせて機能を変化あるいは強化することが必要になっていること。そのために、卸売市場に必要とされる機能と設備等を考慮するとともに、飯塚市の地域活性化及びまちづくりに寄与するような卸売市場機能の向上と取扱数量の確保を図るため、市民に開かれた市場として場外市場の整備等を含めて検討し、さらに本整備の効率性と効果を担保する手法として民間企業の資金やノウハウを活用する事業手法について整理しております。

2の「本市卸売市場の経営戦略」におきましては、「基本構想答申にあたって」にて抽出しました課題を解消し、地元需要の確保、場外市場と連携した新たな需要の確保、創出、他市場連携の取り組みをすることを重視し、4つの柱を建てることを提案されております。

2ページをお願いします。4つの柱としましては、第1に、セリ方法や小口対応等の運用方法は、引き続き継続することで、買受人が利用しやすい市場を目指すこと。第2に、コールドチェーンや加工施設等を整備すること。第3に場外市場を開始することで、商圈市場を獲得し、公設市場を通した生鮮品や花きを提供すること。第4に、他市場への販売を図り、他市場からの調達取扱数量やアイテム数を強化する等、他市場連携の推進することに整理されております。

3の「新市場整備方針」におきましては、開場して45年以上経過しており、施設の老朽化が著しいこと、またコールドチェーン整備等の機能強化や場内の衛生面や物流面の改善が必要であり、市場施設を全体的に見直さなければならないことがあり、閉鎖型施設、コールドチェーン、場内事業者による施設整備、防災機能の施設については、基本設計等の段階で詳細検討を行う必要があること。施設整備パターンとしては、現地改修は耐用年数を考えると、近い将来、施設整備を再度検討する必要があること、また、現施設を活用するため、整備に制限がかかり、安全、衛生面、物流等に十分配慮した施設整備が困難と考えられます。現地建てかえはローテーションで市場を建てかえることとなり、時間と仮施設の費用が余計に見込まれ、また、現地での仮施設建設と市場運営を並行して行うことは敷地面積の面から困難であることから、施設整備としては、移転新築が最も適していると考えられることで、移転新築を軸に検討しております。移転候補地は下記(1)の5つの条件で3ページ目の(2)の6カ所を検討しましたが、候補地それぞれにメリット、デメリットがあり、候補地の決定は検討した6カ所だけにとらわれず、今後、市と市場関係者との詳細の協議により最適な場所を選定することが望ましいこととされております。なお、施設整備、運営手法はPFIを導入せず、公設公営で運営すべきであることとされております。

4の「場外市場の整備」におきましては、今後縮小が見込まれる本市へ卸売市場の商圈にあつて、顧客獲得の大きな手段として、公設市場に併設して、場外市場を整備することが重要であり、場外市場の運営組織については一般社団法人による運営を第1候補としておりますが、整備、運営の方法について

は今後市と市場関係者との詳細な協議により具体的な方法を選定することが望ましいとされております。

5の「次年度以降のロードマップ」におきましては、公設市場は、平成33年度からの運用開始を目指すこととし、場外市場は推進母体設立から運営開始まで3年程度は必要と考えられますが、運用の始まりを公設市場とあわせる場合は公設市場と場外市場間での調整が必要であることと整理されております。

本特別委員会には7月31日現在の関係者協議案を提出させていただいておまして、7月31日現在の協議案から、今回の答申書における変更箇所を新旧対照表にてご説明いたします。

卸売市場資料2をお願いいたします。資料の1ページから20ページまでは、各種統計資料を最新のものに変更し、一部字句の整理をしております。

21ページをお願いします。移転候補地の記述でございます。「4 移転新設における移転候補地」の枠囲いの3番目の部分になりますが、7月31日現在の協議案では「候補地それぞれにメリット、デメリットがあり、決定にはより詳細な協議の上、現実的な決定をすることが望ましい。」が答申書では、「候補地それぞれにメリット、デメリットがあり、候補地の決定は検討した6カ所だけにとらわれず、今後市と市場関係者とのより詳細な協議により最適な場所を選定することが望ましい。」として、答申書に記載のある6候補地に縛られず、最適の場所を選定することとされております。

21ページ中段の記述は本文の文章の変更でございます。

22ページをお願いします。場外市場の運営組織の記述でございます。「4 場外市場の運営組織の検討」の枠囲いの一の下部分になりますが、7月31日現在の協議案では記述がありませんでしたが、答申書では、「場外市場の整備、運営については、市と市場関係者との協議により具体的な方法を選定することが望ましい。」として、場外市場について市としましては協議に加わることとされております。その下の記述は本文の文章の変更でございます。

第5章、次年度以降のロードマップの変更は字句の修正でありまして、23ページの巻末資料では新たに第7回の検討委員会について追加しております。

今回の答申では移転候補地の場所の特定には至っていないことから、移転候補地などを市場関係者と協議するため、市場関係者や協議に参加していた方の人選をお願いしております。人数につきましては卸売会社から各1名、買受人組合等からは各2名を選出するよう依頼しておりまして、計13名の方が選出されております。最初の協議を明日の12日に開催することとしておりまして、今後、答申書にもありました移転候補地の選定等について協議をしてまいります。以上簡単ではございますが、飯塚市地方卸売市場についての説明、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

詳細なボリュームのある答申書が出ているわけですが、この中で当委員会との関係で非常に重要なポイントは、今説明にもありました51ページの最終の3行だろうと思うんですね。「以上、候補地AからFを比較検討した結果、それぞれにメリット、デメリットがあり、現時点で候補地を選定することは難しい。候補地の決定は、検討した6カ所だけにとらわれず、今後市と市場関係者とのより詳細な協議により、最適な場所を選定することが望ましい。」ということで、明日、協議の1回目をやろうということだろうと思うんだけど、この今回の答申については、不思議だなと思うことがありました。答申の骨子が示されていることなんです。どうしてこういう答申の骨子というものを、わざわざつくっ

たのか。何か聞いておりますか。

○都市施設整備推進室副室長

これは、検討委員会の委員長からの提案でございまして、答申書自体でいきますと80ページからなるものになりますので、これを全部、当然、答申を受ける執行部側ははちゃんと見ないとはいけませんけれども、これを要約したようなものがあるとこれを読まなくても、この答申の骨子で、概略がつかめると思うので、こういったものをつくって市長へ答申をするという検討委員会の、附属機関の委員長からの提案でございまして。

○川上委員

これは9月8日の最後の検討委員会の前につくられたものですか。後につくられたものですか。

○都市施設整備推進室副室長

検討委員会の後につくられたものです。

○川上委員

そうしますとね、9月8日に意見が出て、日高委員長のもとで、先ほど私が紹介したくんだり答申書の中に盛り込まれたわけですね。そうすると、ここが一つの重要な点なんですよ。それがこの骨子の中では、どこに盛り込まれてるんですか。

○都市施設整備推進室副室長

答申書骨子の2ページ目。下から8行目の「また移転候補地及び施設整備運営手法の検討について」のくんだりがありますけれども、こちらのところでの記載になります。

○川上委員

ここがポイントですよ。ところが、報道ではこのことが報道されなかったんですね。皆さん方としては、そういう移転、新築の答申ということだけが報道されたんですけど、そのことについてはどう受けとめておりますか。

○都市施設整備推進室副室長

2紙、新聞報道されておまして、1紙については、きちんと書いてあるという認識で、もう1紙については、委員ご指摘のとおり、ちょっと偏ったといいますか、表現に問題があるのではないかなというような認識でおります。

○川上委員

私は、表現、記事そのものは、事実を書いていると思うんだけど、ニュース性というか、一番最後の検討委員会で審議されて、意見が集中して、委員長が取りまとめた内容はこの点でしょう。この点が報道されなかったことについて、どう受けとめておるかということを知りたいんです。

○都市施設整備推進室長

これにつきましては、記者会見のときにここが一番の問題点であるので、ここが前回の分と大きく変わった点ですよということをご説明をさせていただいておりました。にもかかわらず、1社についてはちょっと誤解を招くような表現になったのかというところがございましたので、それについて私どもとしては遺憾に本当に感じております。

○川上委員

わかりました。いずれにしても明日以降、関係者との詳細な丁寧な審議が調整されるように要望して質問を終わりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○道祖委員

ちょっとお尋ねいたしますけれど、今回もらった資料、資料1写しとなっています。これ飯塚市地方卸売市場等施設整備検討委員会、これ諮問委員会だと思いますけれど、間違いはないですね。この諮問委員会の意見は、諮問委員会だから大事にしていきたいという考えですね。それをまず確認します。

○都市施設整備推進室副室長

はい。附属機関で間違いございません。市としまして、この意見を十分に尊重して、進めていきたいと考えております。

○道祖委員

新市場整備方針というのが3項でありますね。そこで下から6行目に、6候補地があったわけですが、それを検討した結果、6カ所だけにとらわれず、今後市と市場関係者とのより詳細な協議により、最適な場所を選定することが望ましいというふうになってますね。そして内容が5点示されておるわけです。それとその5点示された下に5として、次年度以降のロードマップというのがあります。「公設市場は、平成29年度に基本計画を決定し」となっております。これは「決定し」ということは前回いただいた資料では、6候補地のうちの4カ所は32年度までに市場が移転されて、33年度から開設できるというような資料をいただいております。だからとらわれずと言いながら、この4つも入ってくるのかなと思いますが、それとともに、これが6候補地から別の場所になるにしても、年度内に場所は決めるということで理解していいんでしょうか。

○都市施設整備推進室副室長

そのように市場関係者と協議を進めていくように考えております。

○道祖委員

では、次年度以降のロードマップというのは、これが市場関係指針ではそういうふううたっていつておるし、市としても今までの委員会に出された資料には32年度、33年度開設という案が6カ所のうち4カ所もあったからですね。だいたいそのところは、もう確認済みだというように捉えますけれど、そういうふうに捉えていいんでしょうかね。

○都市施設整備推進室副室長

本委員会に移転のスケジュールを提出させていただいておまして、33年度に間に合うところは、正直、4候補地しかございません。これにつきましては、実際にこの次年度以降のロードマップは、33年度を目指すということで、基本的にはその4候補地が大きな候補地にはなり得るかと思いますが、ほかの候補地がなくなっているということではありません。

○道祖委員

今、この書き方は、確かに運用開始は目指すになっていますけれど、基本計画の決定は29年度いっぱい、この点は間違いはないんでしょう。あと、用地によっては、用地買収とかいろいろあるから、まあ当初目標はここに置いているけれど、それが1年伸びるかもわからない。用地買収やら入ったら。だから、そのところでちょっと余裕を見ているのではないかと思いますけれど。どっちにしろ、どこに移すかはきちっと年度内に決めるということは確認とれたということでもいいんですね、そうしたら。

○都市施設整備推進室副室長

確認がとれているという状況にはなってございません。明日からも会議をするようにしておりますので、その中で29年度中に決定することで進めていきたいと考えております。

○道祖委員

行政はどうするか、諮問委員会は決定し、となっているから、決定するんでしょうという、諮問委員

会としての方針は決まっているでしょう。だから、行政もちゃんといつまでというのを持ってから、話をしないと、明日からの話は進まないのではないかなと思っているんですよ。だからそこで、諮問委員会の、言い方がちょっと違うかもわからないけれど、その内諾が取れているんですねと言っているのはそういうことですよ。わかります。そうしないとだめでしょう。またここで計画は1年伸びて、実行も1年伸びたと言ったら、ここに書いているとおりにならないじゃない。それを言っているの。

○都市施設整備推進室長

副室長が言いましたように、確約という部分では、はっきりしたものはとれておりませんが、行政側としては、今年度中に場所の設定をやりたいということは前々から言っておりまして、今、私もことしの4月にこの席に就きましたけれども、その以前よりも1年、既におくれていますので、そういったことももう魚市場のほうは相当老朽化も進んでいますし、ほかの社会情勢を考えた中でも、1日も早く場所を決めて、移転先に早く取り掛かれるようにというふうには、市としては考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がありませんので、暫時休憩をいたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

○委員長

委員会を再開させていただきます。次に、新体育館について、前回資料要求を行った資料を含め、新体育館の整備に関する資料が提出されておりますので、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは提出しております3つの資料をご説明させていただきます。

資料1といたしまして、近年、大規模改修工事を実施いたしました自治体の事例を記入させていただいております。資料2といたしましては、健幸スポーツ広場敷の利用状況を資料3にいたしましては、健康の森公園周辺敷と市民公園健幸スポーツ広場敷との評価の概要の比較を提出させていただいております。

まず、資料1をお願いいたします。資料1ですが、前回の委員会の中で呉市体育館の耐震及び大規模改修の事例とその他の耐震改修とともに大規模改修の自治体の事例についてのご質問がございましたので、8つの市の体育館の事例を記載させていただいております。まず、最初でございますが、表の呉市体育館についてですが、この体育館は、昭和39年にできた体育館でございます。平成26年度に耐震診断を行い、平成27年度、28年度に耐震補強工事、老朽化改修工事の実施設計を行い、平成29年度、30年度に工事がなされる予定で、現在工事が行われております。呉市におきましては、ほかに、平成15年に呉市総合体育館を建設しておりますが、この呉市体育館は市中心部に位置しまして、利用者も多いことから、耐震改修及び大規模改修工事を行うことで、より長くこの体育館を活用することを目的に、改修工事を行うこととしたとのございます。ほかに、表の中には埼玉県入間市、新潟県村上市、直方市、北九州市、福島県伊達市、新潟県阿賀野市、富山県小矢部市の事例を記載しております。説明のほうは、省略をさせていただきます。

次に、資料2をお願いいたします。この資料2ですが、市民公園の健幸スポーツ広場の利用状況について、ご説明をいたします。平成26年度から28年度までの3年間の利用状況について記載しております。一番下の平成28年度では利用者数が7410人、利用件数は69件でございますが、表の下の

米印に記載しておりますように、準備等で前日から予約等がございますので、括弧内に記載しておりますように57件が実際の利用件数となっております。平成28年度につきましては、57件、利用の全てがサッカーによる利用となっております、そのうち大人の利用が10件、高校生以下の利用が47件となっております。この場所でのサッカー利用はほとんどが大会開催となっております。また、平成26年度では、その他の利用といたしまして、幼稚園の運動会、遠足の利用で2件あっておりますし、平成27年度につきましては、サッカー以外では4件でございますが、先ほどと同じ幼稚園の運動会、駅伝、グラウンドゴルフの利用がっております。記載のとおり、健幸スポーツ広場の利用状況といたしましては、サッカーがその大部分を占めておりまして、また、その利用日につきましては、土曜、日曜、休みの日の利用となっております。

続きまして、資料3をお願いいたします。資料3につきましては、これまで体育館建設の候補地といたしまして、5つの候補地を選定し、検討いただいておりますが、前回の委員会においてもスケジュール等を考慮すると、健康の森公園敷と市民公園敷の2カ所でのご意見をいただきましたので、今回その2カ所での評価の概要を作成いたしております。その上で、前回ご質問のございました市民公園敷については体育館建設に伴うインフラ整備等の問題について、一番下の懸案事項の欄に記載しております。表の中ですが、上段の表記、場所から表下から2つ目の財政面までの記載はこれまで提出させていただいたものと記載内容は同じものとなっております。一番下の懸案事項につきましては、健康の森公園におきましては、公共交通機関が整備されていない点、そして、市の最北端に位置し、小竹町と隣接しており、市の総合体育館としての課題がある点でございます。また、市民公園広場につきましては、インフラ整備が必要になる点が課題として挙げられております。1点目の下水道につきましては、既設の下水道管が老朽しておりまして、布設替えが必要となりますが、これは既に計画がございまして、体育館建設に当たっては、その時期について、事業課との調整が必要となります。2点目は、浦田駅からのアクセス道路の改良についてですが、現在浦田駅から市民公園に徒歩で行く場合、JR敷地内の未舗装通路をとおっていくこととなりますが、資料から階段を設置いたしまして、市民公園に行く通路を確保する場合について、工事費約3870万円が必要となります。また、先ほどの資料2で説明いたしました健幸スポーツ広場の現利用者との調整が必要になろうと考えております。オートレース場に隣接いたしますので、混雑時の渋滞緩和策の検討も必要になろうかと考えております。もう1点は、敷地内に高圧線が通っておりますので、体育館建設に当たっては、そこを避けて建設するなど、調整が必要になろうかと思っております。以上簡単ではございますが、資料1から3までの説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

体育館については耐震診断が実施されていると思うんですが、その状況を終える見込み等々についてはどのようになっておりますでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

耐震診断につきましては、すでに入札を実施いたしまして、来年の3月、今年度末の工期で調査を実施しております。

○古本委員

先ほどの懸案事項の説明がありました件ですが、健康の森のところは公共交通と市の最北端に位置し、隣町に隣接しておりと、こういうふう書いてあります。そのとおりだと思います。ただ、市民公園広場、これにつきましてはインフラ整備が必要と端的に指摘してありますが、これ比較対照するときにイ

ンフラ整備が必要と言われても、費用はどのくらいかかるのか、財政的なものが示してなければ、比較対照しにくいんですね。

それともう1つ、その内容と別に、これは意見として、まだこの先に言わせてもらおうと思っておりますが、市民広場の場合は、隣接しているのがオートレース場なんですよ。この辺は、その渋滞緩和の部分を書いてありますが、オートレース場と隣接しているところの部分の精神的なと言ったらいけないんですけど、道義的なものとかそういうのは全然うたっていないんですけども、その費用、そしてオートレース場との関係、この辺のところの意見として後で言わせてもらおうんですが、ただ、この前の質問のときに財政的なことはお聞きしたと思うんですよ。今日ここに、眼鏡かけたらよく見えないんですけども、原課、要するに建築課の方なんかも見えてますから、どのくらい、約でいいんですよ。大体で。答弁いただけませんかでしょうか。例えば、今のインフラ整備、それからインフラ整備の中の下水道管の敷設替え、それとか公園の整備、それから駅からの遊歩道、これ駅からの遊歩道は金額が入っています。仮に、今おたくたちが考えてあるように、オートレース場の前の道路を通してアクセス道路がこれだとかいうことになる、通常は大体、公がするようなやり方じゃないですよ。これ本当は、公が経営と言っただけじゃないんですけど、事業としてやられているから問題になりませんが、風営法に本当は触れる案件ですよ。ただ、公だから、経済的な問題とか、そういう問題で国のほうは許可可出していますが、反面、その辺のところも含めて、しっかり考えてくださいよというような設置基準があるでしょう。その辺のところもちょっと示してもらわんと、端的にこれがあるからとかそういう問題じゃないと思います。まずこの今先に、指摘させていただきました金額的にどのくらいかかるのか示してください。例えばオートレース場を使わなくて、工業団地のほうをアクセス道路を1本つくるとか、そういう部分があるんでしたら、どれくらいかかるのか。どうなんですか。

#### ○市民環境部長

まず1点目の道路問題でございますけれども、今、お示しておりますのが、浦田駅からのアクセスの歩道の整備を、必要最小限度する必要性があるという形で計上、表記をさせていただいております。言われるように、今の道路のアクセスとしましては、バス等の進入という話になりますと、今言われるような形でのオートレース場の前の道を通っていくことしか進入路線はございませんけれども、現状、バス等も運行いたしておりますので、現状の中で通行は可能で、ほかの費用をできるだけ抑えるという観点から言いますと、今の既存のままでの使用でも最低限可能ではないかというふうに判断をいたしております。いろんな今後、基本設計を行う中で、いろいろなことが発生することも想定はされますけれども、今の現状の段階では今想定しております陸上競技場の跡地に建物を建てて利用という形になりますと、最低言われるようなレース場の前になりますけれども、道を通ってのアクセスというのは、手を加えなくても、可能ではないかというふうには考えています。

#### ○古本委員

そうしたらですよ、私が今指摘した部分は考えないと。オートレース場の前を通って、利用するという考え方しか選択はないということですか。文教施設を横に、レース場の横につくっていくというのは、これ法で別に縛られてないんですよ。公ですから。ただ反面、先ほどお話をさせてもらったように、その許可を出す反面、しっかり地元との融和とか、そういう部分はいろんな問題、社会的な部分がありますよね。要するに紛争とかレース場で起こるいろんな事件等、こういうのを勘案したときには、そんなことが起こらないように、しっかり融和を図ってくれというような文言で縛ってあるんじゃないですか。どうですかね、私はここに自分なりに調べているんですが、質問が後先になるからですね、まだ示させていただいてないんですけども、オートレースの設置基準の中に、地元自治体の考え方について

というのがあるんですよね。オートレース場及び場外車券施設の存在が、文教施設及び医療施設の開設者やその利用者に深刻な影響を与えるおそれがあることから、それらのものを保護する目的で定められた規定があると解することができる。また見取り図の添付が要求されている趣旨は施設の周辺から千メートル以内の地域にある文教施設や医療施設は累計的にオートレース場及び場外車券発売施設によって悪影響を受けることがあると考えられたところにあるものと理解する。オートレースは本質的に賭博であり、オートレースでたびたび騒擾、騒ぎ等の事件が発生してきたように大人を興奮させるものであって、地域の生活環境を破壊し、青少年の健全な勤労意欲を失わせ、周辺地域の雰囲気を害し、地域に風紀上悪影響を及ぼす。このようなオートレースが公営に限り、公営に限りですよ、違法性が阻却されるのは、財政及び経済政策的な配慮によるに過ぎないと考える。そうすると違法性阻却のための実質的な根拠として、その対応の社会的相当性を覚悟しなければならないが、それは、オートレースの社会的弊害の除去及び地域社会の融和を可能ならしめる存在である地元自治体つまり飯塚市が設置した設置者としての責任において文教施設である体育館をオートレース場に隣接した鯉田市民公園スポーツ広場に建設しないことが地域社会との融和を可能ならしめることだと思う。これは、自治体だからというよりも、この施設を、この施設というよりも、オートレースを普通は、普通はですよ、風営法に縛られるいろいろな問題を公営だから認めてあると。その反面しっかりこういうもめごとに対することも管理をしてくださいという決めごとでもあるわけですよ。それで、設置基準の中に、千メートル以内のそういう文教施設とか、学校も含めて文教施設、それとか病院とかそういうのをしっかり明示して出してくださいという部分ですね。これ民間だったら絶対アウトなんです。でも公営は認めてある。だからほかのことはしっかりやってくれと。先ほどそういうふうに私言ったつもりなんですよ。いかがでしょうか。

#### ○市民協働部長

言われております競走法の関係の規定というのを確認をさせていただきました。確かに、競走場等の設置につきましては、文教上、保健衛生上の著しい支障を来すことがないことというような表記が明記されております。今言われますように、その添付書類として1キロメートル範囲内のその施設の配置状況を示した資料を添付の上、設置の申請をした上で、その基準に適合しているかどうかを判断の上、許可が下りるものだというふうに推測をいたします。言われますように、今回につきましては、逆のパターンでございまして、競走場の近く、鯉田の運動公園ということになりますと、この1つの候補でございまして、こうなりますと、この逆もまたしかりな点があるかと思っております。ただ、ここで表記されておりますように、著しい支障ということでございますので、今言われることもごもつともな話でございまして、そういったところを総合的に、双方のメリット、デメリットを判断した上で2つに絞っておりますけれども、判断した上で決定と言いますか、執行部として案を特定するという方向になろうかと思っております。

#### ○古本委員

言われました中身がよく理解はできないんですが、つくっていいか悪いかその辺のところは行政の責任の中でしっかり考えていただきたいと思っております。委員長、いいですか、続けて。資料の今範囲の質問ですよ。いいですか続けて。それでは、私、質問事項を用意しておりましたので、執行部の皆さんに大変申しわけないんですが、後先戻るかもわかりません。質問を続けさせていただきます。

先ほど資料に対する説明がありましたけれども、正式にこれ、2カ所に絞るというのはまだ決定しておりませんでしたので、私から改めてお尋ねをいたします。さきの委員会で、建てかえではなく、既存の体育館を大規模改造をすることで対応できるとの意見も出ていました。しかし、検討委員会から建て

かえが望ましいとして、答申がなされております。この状況において、大規模改造という議論の余地があるのか。執行部の確固たる意思決定を示していただきたいと思っております。

○市民協働部長

まず、方針の決定というご質問ですので、さきの8月7日に開催されました本特別委員会におきまして、市長の答弁にもございましたけれども、第1体育館及びそれに隣接する第2体育館ともに現在地以外の場所で建てかえを進めるという表明のもと、事務方としましては、その方向で事務を進めているところでございます。

○古本委員

大規模改造というのはもう考えなくていいんですか。それだけを、意志をきちっと話していただきたいんですが。

○副市長

ただいま担当部長が答弁いたしましたように、もう市長が8月7日に委員長の質問に対して答弁しております。そのとおり、移転先で建てるということに変わりはありません。

○古本委員

わかりました。それでは続いて、場所決定までのタイムスケジュールについてお尋ねをいたします。説明では、合併特例債等の期限があるので、早期に着手したいとのことでありましたけれども、竣工日がいつでなくてはならないのか。また、その日から逆算して、どのような作業が必要なのか。例えば設計の発注はいつまでに実施する必要があるのか。予算措置はいつまで議決が必要か、この辺のところを詳細に示してほしい。答弁をお願いいたします。

○健幸・スポーツ課長

場所決定までのスケジュールということでございますが、公共施設等適正管理推進事業債活用のスケジュールにおきましては、平成33年度、これを1年繰り越したと仮定しまして、平成34年度末までに竣工することが必要となります。それから逆算していきますと、平成30年度には設計に入る必要がございますので、30年度当初予算には設計費を計上したいと考えております。今後のスケジュールといたしましては、平成30年度に、基本、実施設計の業者を選択いたしまして、設計期間が1年半から2年かかると想定をしておりますので、設計の完了が平成32年度中となり、平成32年度に造成工事、建築工事等の契約を行いまして、その工期といたしましては約2年と考えております。

○古本委員

建設場所を決定するには、当然それなりの理由なり根拠が必要であると思っております。建設場所決定の際には、議会が、そして何よりも市民が納得できる理由なり根拠をもって説明してほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

市民が納得するような根拠についてでございますが、建設地の決定についてはしっかりと根拠の上で、市民、議会のコンセンサスをとることは必要と考えております。

○古本委員

市民、議会に根拠を示した上で、コンセンサスをとっていただけるということですから、今後しっかり内容を伺い、議論を深めていきたいと思っております。例えば、候補地によります中で建設費の高騰及び環境や行政の責務等、慎重に取り組んでいただきたいと思っております。それで、先ほどの話に戻るわけなんですけど、理由の中にやっぱり建設費等が入ってまいりますので、今せっかく原課の方いらっしゃいますから、このインフラ整備の中のわかる範囲だけでもこのぐらい大体かかりますよというのを示していただ

きたいと思います。いかがでしょうか。わかりませんか。先ほど、ちらっとこう出てきました下水道管の敷設替えとか、周辺公園の整備、これ将来的に必ず必要になってくると思いますので、これ比較対照するときには大きな比較対照の案件だと思っていますので。いかがでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:29

再 開 13:39

委員会を再開いたします。執行部に答弁を求めます。

○健幸・スポーツ課長

インフラ整備の分でございますけれども、先ほど申しましたあの下水道管、これ老朽化しておりますので、今、企業局のほうで平成30年度、31年度に計画がございますが、これは、そもそもの計画がありますので、体育館をつくるというわけで、するわけではございません。金額につきましては、今のところ、約3億8千万円程度がかかるということで聞いておりますが、これ実際、体育館が建設をされて、その後に調整をするという形になるかと思えます。あと、JR浦田駅からのアクセス道路、これは先ほども申し上げましたように、約3870万円がかかるというような形で確認しております。

○古本委員

まだあったんじゃないかな。まだありますよね。

○健幸・スポーツ課長

申しわけありません。その他、解体の費用といたしまして、約3千万円が健康の森、スタンドがございますので、その分の解体が約3千万円となっております。

○古本委員

あの、周辺公園も整備はしなくていいんですか。そのまま使えるという状況じゃないでしょう。今、言っているのは健康の森とここの比較の中で、これからしていかないといけませんから、健康の森は、言われたように公共交通がないとか、そういう欠点がありますよね。こちらはこれだけの費用がかかりますと。整備にはこれだけかかりますというのをを出していただかないと比較対照するのに難しい。だからかかるところはかかると言って出して下さい。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:41

再 開 13:42

委員会を再開いたします。

○古本委員

今の周辺公園の整備等の問題については次回に送ります。

それで、次に質問をさせていただきます。ちょっと待ってくださいね。市民が納得できる理由なり、根拠を持って説明してほしいという中に、まだこれから先に質問をしていかなければいけない。

ずいぶん前、その昔に、十何年前に清掃工場を建てられましたよね。そのときに目尾振興計画、これを策定して、地元との約束事があったんじゃないかなと思います。この辺のところもあわせてこの根拠の中に入れて先々、答弁をしていただきたいと思います。それで先に移ります。

次に、交通の利便性についてお尋ねをいたします。鯉田市民公園が適地とする場合、必ず議論に上げられることが駅から近いとのことですが、さきの委員会において問題提起をし、答弁をいただい

ておりません。この部分は先ほど、資料で大体お聞きしたわけですが、現体育館を利用されておられる方この人たちのどのぐらいの比率の方が公共交通を使われているのか。またその中のどのぐらいの比率の市民の方が体育館を利用されているのか。これは先ほど言われましたかね。では、教えてください。

○健幸・スポーツ課長

現体育館利用者のうち、どのぐらいが公共交通機関を利用しているかというのは、調査をしたことはございません。ただ大きなイベントでは、イベント終了後などに歩いてバスセンターのほうに向かう人の数は見かけておりますけれども、利用者全体の中では少ないと想定されているかと考えております。

○古本委員

私も思っておりますけれども、公共交通を利用される方は少数だと思います。車社会になって、公共交通は採算がとれなくなっております。バス路線の廃止、鉄道の廃止や無人駅が多くなりました。けれども駅から近いほうがいいと私も思います。代替にはコミバス路線もありと考えますが、その辺のところはどう考えてありますでしょうか。

○市民協働部長

この答弁、前日もさせていただきましたけれども、今のコミュニティバス、公共交通事業につきましては、高齢化が進む中で交通弱者のための買い物、病院等の通院等の生活基盤という観点からの事業展開をしておりますので、言われるような形で、市の体育施設等の停車というのは、今のところ具体化しておりません。今後、そういったところで、例えば健幸事業等を進める中で、必要性という形になれば、その路線というのも一つ検討する必要性があるというふうには判断をいたしております。

○古本委員

もう少し公共交通の現状についてお尋ねをいたします。公共交通の確保、これは交通の利便性を本当に考慮してほしい。市民の方は体育館のみならず、公共施設を整備する際、必ず要望される案件です。これまで体育施設整備をしてきた中で、行政は利用者の交通手段について、責任的な考え方を持っていたのか、少なからず疑問に思います。なぜなら、現在の体育館を初め、B&Gグラウンド、颯田体育館、庄内体育館及び筑豊ハイツこれらの施設についてもほとんど公共交通の確保はされておられません。私は、これら体育館施設の利用については、市民の皆さんのほとんどの方がマイカー及び相乗りやマイクロをチャーターして利用されているのが実態だと思います。現体育館もその駐車場敷地に困窮されて、現地建てかえが不可能だと言われております。また、現代社会は車社会と言われ、一家に1台、いや2台、3台と所有されているのが現状であり、そのため、公共交通の利用実態は悲惨な状況であると思います。利用者が少なくなると、私ども地方のローカル線は電車もバスも廃止になり、必要でありながら、公共交通の確保が難しい。しかしながら、利用者からの要望も含め、施設整備等公共交通の確保は必ずリンクしていると考えますが、この関連についてどう思われるか、お尋ねをいたします。

○市民協働部長

先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、確かに言われるとおり、反面、体育施設を利用されている方が公共交通を使われてあるケースが少ないという観点から、現在のところ、そういった事業の、交通弱者への生活の基盤という面も含めまして、現在、体育施設を利用されてる方々が公共交通を使ってあるというケースが少ないがゆえに現状に至っていると思います。先ほどの答弁と重なりますけれども、今後の健幸都市の実現等で、体育施設等でそういった事業を行うということになれば、ある程度考えた上でコミュニティバス交通も含めたセットで事業展開を進めていくことが必要というふうに考えております。

○古本委員

公共交通が必要かどうかお尋ねをしたわけですが、必要だと言われる。また、鯉田市民公園の候補地も駅から近くて公共交通が確保されていると評価されている。このことを捉えて言わせてもらえば、執行部の姿勢が私は不統一であると思います。なぜならば、目尾健康の森には市民プールや屋根つきのゲートボール場、トレーニング施設、多目的広場を整備され、市民運動施設の集約化を進めていながら、公共交通の手当は何ら行っておらず、施設の整備のみで放置してある。一方で、公共交通が必要と評価され、またもう一方ではきれいな言葉でありませんが、ほったらかし。行政の一貫性という観点からどう考えておられるのか、答弁をいただきたいと思います。

#### ○市民協働部長

今、質問委員が言われます、健康の森公園のアクセス、私の記憶でございますけれども、かつて国鉄バスの迂回というのを一時期、事業化を検討された記憶がございましたけれども、なかなか採算がとれないという形で行きついていないというそういった記憶をいたしております。繰り返しの答弁になりますけれども、施設、目尾に限ったことではございませんけれども、今後、スポーツ施設を整備する上で、その施設において事業展開する上でバスが、公共交通が必要ということになれば、コミバス等の迂回等、路線の新設等も検討していく必要があると思っております。先ほど言われますように、確かに体育施設のあるところにアクセスがいいに越したことはございませんけれども、そこにコミバスを回してもなかなか利用者が、コストパフォーマンスの面で、コストだけを考えるべきことではないかもしれませんけれども、なかなか採算が合わないという形で効率的な運用という形で今現状で体育施設へのアクセスが行きついていない状況でございます。

#### ○古本委員

何て言いますかね、この比較対象表では公共交通がない。このことを指摘をされておりますが、整備する際にきちっとコミバスでもしてあればこの辺の項目はなくなったんだろうとそのように理解します。

次に、代替施設についてお尋ねをいたします。例えば、鯉田市民公園につくった場合、鯉田市民公園は現在サッカー等現在の利用者もかなり多いと思います。しかし、市営球場も売却されるなど、屋外グラウンドが減少する中で、貴重な屋外運動施設をなくし、利用者の活動の機会を、またも奪ってしまいます。このことについて代替施設等を含めて、どのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

#### ○健幸・スポーツ課長

本日提出しております資料2の中にでもご説明させていただきましたけれども、健幸スポーツ広場の利用状況としましては、そのほとんどがサッカーの利用であるということを説明をさせていただきました。健幸スポーツ広場に、もし体育館建設の方針が立ちましたら、その利用者、この場合、サッカー関係者になろうかと思えますけれども、利用の調整が必要になろうと思えますし、例えば、現時点では想定ではございますけれども、これまでサッカーゴールがなくサッカーの利用があっていないような場所についてもうまく利用調整ができれば、と考えております。

#### ○古本委員

何て言いますかね、言われることもわからんでもないんですが、庄内グラウンドとか鯉田グラウンド、これ駐車場も取れないんですよ。また、今の陸上競技場は、サッカー以外でもトラックがついて陸上の練習等もできるわけでございます。また、この代替施設の庄内や鯉田もしっかり利用者がいらっしゃるわけですよ。それなのに、代替施設と言われるわけですが、その辺の考え方が支離滅裂というか、これ何て言うんですかね。おためごかしと言うんですか、うまい具合ね。表面上はそう言って実際は違っていると私は思います。できれば、そういうものではなくて、きちっとした代替施設を示していただきたい

と思います。これも次に送ります。それから、それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、オートレース場隣接地に体育館を建設することの問題点について、質問をいたします。小型自動車競走場と文教施設の設置については、小型自動車競走法施行規則の競走場の設置等の許可の申請の中で、設置許可基準として、「位置は文教上または保健衛生上、著しい支障を来すおそれがない場所であること」が掲げられており、「許可申請書に競走場など、付近の見取り図（敷地の周辺から1000メートル以内の地域にある学校その他の文教施設及び病院その他の医療施設の位置並びに名称を記載した1万分の1以上の縮尺による図面）を添付しなければならない。」とありますが、御存じでしょうか。

○健幸・スポーツ課長。

存じ上げております。

○古本委員

安心しました。すいません、委員長、続いて、これは時間がかかりますけれど、委員長、お許しいただきたいと思います。文教施設について、確認をさせていただきます。文教施設とは、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設を言いまして、文教施設の設置に関する基準はない。また、文教施設の目的は次のとおりです。地域におけるスポーツや文化の振興、地域の歴史的な資料の収集、保管、調査研究と住民の福祉の増進のために必要な、いわゆる公の施設が多い。貸し館業務だけでなく、各種の講習会や指導者養成、調査研究や、展示、講演等の事業を実施する。住民に身近な公共施設であり、利用者の年齢層は幅広い、また、利用に当たっては、設置目的に照らした公平性が求められる。4. 地域コミュニティの拠点や市民の行政への参画促進など、多面的な効果がある。5. 国の設置の基準はなく、各自治体において必要性を判断して設置されている。以上、この文教施設等、施設の目的について述べさせていただきました。この内容で間違いありませんでしょうか。

○健幸・スポーツ課長。

間違いはないかと思っております。

○古本委員

そういう中で、次に、オートレースを設置するに当たり、設置基準と地元自治体の考え方、これは先ほど述べさせていただきましたので、そのとおりでございます。これの趣旨は、先ほど述べさせていただきましたように、風営法に触れているが、公は認めると。その代わり、社会的弊害の除去及び地域社会との融和をきちっと図って下さいということでございます。

続きまして、オートレースのことでまた質問させていただきます。オートレースはあくまでもギャンブルであり、そのギャンブル場に隣接した場所に体育館を建設することに問題はないのか、改めてお尋ねをいたします。

○市民協働部長

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、今言われますように、文教施設のある近辺に競走場という設置につきましても、文教上、保健衛生上の著しい支障がないことということが基準にうたわれております。また、逆もその辺のところを配慮する必要があるというふうには判断いたしております。したがって、ただ、その著しいという判断をどうとるかということもございまして、文教施設全て、今言われますように、文教施設の概念の中にスポーツ施設がございましてけれども、そういったところも、趣旨は十分理解した上で、体育施設ということになった場合に著しい支障があるかどうかを判断した上で結論を出す必要性はあるというふうに思っております。

○古本委員

私も、先ほどあなた方に申し上げましたとおり、法的には公ですから問題はないと、その理解であり

ますが、法的に問題がないから、青少年健全育成と行政機関として堅持しなければならない姿勢があるのに、一方ではギャンブル場に隣接した土地にスポーツ拠点施設、生涯学習施設である体育館を建設すること、これを、お聞きしているわけでございます。どのように考えてあるのかをお尋ねいたします。

○市民協働部長

繰り返しの答弁になりますけれども、法の趣旨を理解した上で、文教施設もいろいろございますので、その施設の種別に応じて、今回は体育施設、体育館でございますけれども、問題があるか、著しい支障があるかどうかも判断した上で、最終的には結論を出すことになろうかと思っております。申し訳ございません。

○古本委員

いや、私が先ほどから申し上げておりますのは、青少年の健全育成、こういう観点から考えたときには、ギャンブル場の横にいかがなものかという質問をしたわけでございます。それでもそういう答弁でございますので、先に進みます。

これは、交通の利便性だけが鯉田のアドバンテージだと私は考えます。しかし、この課題はコミュニティバスの運行等により解決できる課題であると思います。また、現在の体育館も公共交通機関を利用して訪れている方はほとんどいない。新しい体育館は長い将来にわたって利用されるものと思いますが、交通の利便性だけでギャンブル場に隣接した土地に体育館を建設することは、将来にわたって市の汚点になると考えますが、そうは思いませんか。

○市民協働部長

言われるように、一つ一つの判断の要因としては、メリット、デメリットがございます。質問委員が言われますように、健康の森公園、確かに公共交通の利便性と位置的な問題はございますけれども、経費はかからない。一方、市民運動公園広場には、JR等の駅に近接はしているものの、いろいろな今後の状況によっては、手を入れる必要性も発生するかもしれませんし、先ほど質問者が言われますように、オートレース場との隣接ということが著しい支障を来さないかどうかという判断も必要かと思えます。そういったところを総合的に判断した上で、今現在2箇所に絞った形で提案をさせていただいておりますけれども、総合的に判断した上で、今言いますように、メリット、デメリットがございますので、一方がメリットばかりであれば、皆さんの共通の想いかと思えますけれども、メリット、デメリットがございますし、いろいろなご意見がございますので、そういった意見を総合的に判断した上で、結論を出していくことになろうかというふうに思っております。申し訳ございません。

○古本委員

わかりませんが、次に移ります。次に、目尾振興計画、先ほど一部分を触れさせていただきましたが、この振興計画、現在の議会においては、詳しい議員は少数だと思います。当時の議員は3名ですから、委員長を初め3名しかいらっしゃいません。この計画の概要及びきょうまでの経過について、説明をしていただけますでしょうか。

○地域政策課長

目尾地域振興基本計画は、清掃工場建設と一体的なものとして、目尾地域はもちろんのこと、幸袋地区の浮揚、発展を図るために、行政と地域による協議の上、平成9年3月に策定されたものでございますが、当初の計画では土地利用計画を、1つにスポーツ・レクリエーションゾーン、2つ目に保健医療ゾーン、3つ目に文化ゾーン、4つ目に幹線道路、この4つに区分をいたしておりました。

1つのスポーツ・レクリエーションゾーンでは、野球場、多目的グラウンド、プールを配置することとなっており、体育館は将来建てかえ時に、本地域または鯉田地区のいずれかに移転することを検討す

るというふうになっております。また、健康増進及び保持並びに高齢者の生きがいづくりのため、テニスコート、ゲートボールコート、園芸広場、散策路を配置するものとなっております。その他、2つ目の保健医療ゾーンや3つ目の文化ゾーンを配置する計画となっておりますが、この基本計画に基づく整備事業は市の財政状況の悪化や1市4町の合併など、行政を取り巻く環境の変化により、これまでに4回の見直しを行ってきております。なお、今日までに整備されましたものは、園芸広場、プール、多目的グラウンドとなっております。

次に、これまでの見直しの経過につきまして、ご説明をいたします。平成18年1月に第1回目の見直しが行われ、1つ目のスポーツ・レクリエーションゾーンは、野球場、テニスコートを整備する計画へと見直されており、2つ目の保健医療ゾーンと3つ目の文化ゾーンの見直しについては行われておりません。次に、平成18年11月に第2回目の見直しが行われ、1つ目のスポーツ・レクリエーションゾーンの野球場については、飯塚市の財政状況が安定するまでの間、先延ばしすることとなっております。次に、平成22年3月に、第3回目の見直しが行われ、1つ目のスポーツ・レクリエーションゾーンについては、テニスコートが見直され、市営野球場が整備される計画となっております。2つ目の保健医療ゾーン、3つ目の文化ゾーンは多目的施設、公共施設用地、飯塚市の浮揚発展のために活用できる用地へと計画が見直されております。そして、平成25年12月に第4回目の見直しが行われ、健康の森公園の未整備用地や公共施設用地を整備する場合は、基本計画の理念と経過、目尾地区の発展、活性化及び、幸袋地域全体の振興を考え、健康の森公園にふさわしい利活用策を検討し、地域の理解を得て、事業の進捗を図ることとなっております、今日に至っているところでございます。

○古本委員

今、当時の計画を説明いただいたんですが、端的に言うと、ここは大変な迷惑施設でありました清掃工場建設と一体的なものとして、目尾地域、幸袋地区の浮揚、発展を図るため、聞こえはいいですが、本当にこの迷惑を受ける、その代わりに地元でいろいろな施設を整備しますよと。だから我慢をしてくださいと。そういう中で、西部地区には施設を、東部地区には筑豊本線に新駅を開設しますと、簡単に言うと、こういう計画だったと思いますが、約束半ばというか、半端で財政難を理由に中止をされたというのが現状だと思います。先ほどちらっとお聞きしたのですが、このときに目尾地域振興計画の中で、体育館を整備する際は、この地区にというような約束はあったのではないかと思います。それはどうだったんですか。もうちょっと詳しくいただけますか。

○地域政策課長

先ほどご説明いたしましたとおり、平成9年3月に策定された当初の目尾地域振興基本計画におきまして、体育館は、将来建てかえ時に目尾地域、または鯉田地域のいずれかに移転することを検討するというふうに明記をされておりました。その後、申し上げましたように、市の財政状況の悪化や社会情勢の変化に伴い、平成17年度に第1回目の計画見直しを実施いたしております。その際、検討委員会では、佐賀市の健康運動センターや島原市の島原復興アリーナの視察を行い、体育館建設について検討いたしました。事業費等を勘案いたしまして、野球場の建設で今後検討していくということになっております。

○古本委員

私がお聞きしていたのは、これがあったかどうか、体育館建設をとということですから、十分です。それで、これは委員長、資料要求をお願いします。それがわかる資料を提供してもらうように、よろしくをお願いします。

○委員長

執行部をお願いしたいんですが、今、古本委員のほうから、前回の幸袋地区の開発計画の中からの資料があったと思うんですけど、その当時の資料提出できますか。いいですか。では、委員の皆さんにお諮りいたします。ただいま古本委員のほうから資料要求がございましたが、資料要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、資料の提出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:11

再 開 14:13

委員会を再開いたします。

○古本委員

資料をよろしく願いいたします。続きます。資料が出てきた中で、また目尾地区の質問をさせていただきますが、用意した質問が2つありますので、これだけ先にさせていただきます。

目尾地区にクリーンセンターを建設して、その建設に伴い、地域に運動施設を整備する約束であったものを財政的な理由から一方的に行政が中止していた。しかし、今回は実際に新たな体育館を建設する計画が動き出す中でそうなれば当然、目尾を第1の候補地、いや、目尾に建設すべきだと考えますが、お尋ねをいたします。

○副市長

質問者、第1候補ということでご質問をされておりますけど、平成25年の答申のとおり、最終答申を尊重すべきということで現在候補地に挙げさせていただいております。まだ決定はしておりませんが、この2つの候補地の1つとして挙げさせていただいておりますのでご理解ください。

○古本委員

何とかよろしく願いいたします。続いて、この健康の森公園と名称をつけて、プール等の運動施設は既に整備されております。スポーツ施設は集約されて設置されることが望ましいと私は考えます。取りつけ道路等のインフラにかかわる新たな投資は必要なく、公共機関については市がコミュニティバスの運用により解決できる問題であり、周りにギャンブル施設等の風紀を乱すおそれのある施設もない。つまり何ら問題はありませぬ。長年の懸案事項である目尾振興計画の進展に大きく寄与する施策として、この目尾地域に新体育館を建設すべきと考えますが、しつこいようではありますが、再度、執行部の明確な答弁をよろしく願いいたします。

○副市長

先ほど来、答弁しておりますけども、候補地の1つとしては挙げておりますので、その中で、執行部として十分検討しながら、最終決定していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○委員長

古本委員、それでご了承願います。ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

体育館については現地の大規模改修を行えば、15億5千万円。移転新築ということになれば、45億円かかるというのが執行部の試算であります。この30億円も余計に費用がかかることを今やろうというのが片峯市長の判断ですけれども、これまでの委員会では私は、耐震診断の結果に基づいてきちんとやったところが、とにかく新築建てかえということではなく、きちんとその耐震強度に基づいて補強し

ていこうという立場で大規模改修を行った例が全国各地にあるということを紹介して特に呉の名前も出しましたけれども、調査を求めました。それについて先ほど説明がありましたとおり、各地の状況が概略として、委員会に資料提出されております。これは、片峯市長もごらんになったと思いますけれども、どういう感想を持たれましたか。

○市長

この資料と内容の説明を受けまして、そういう考え方もあるとは思いましたが、本市の場合、質問者も御承知のとおり、耐震補強工事をいたしましても耐用年数が大きく伸びるわけではありませんので、建設年次を考えますと、将来的に10年後、15年後には必ずや建てかえについて対応しなければならない状況になりますので、今現在、有利な起債があるときに、きちんと将来のために新しい体育館を建てるということを判断すべきだと思いました。

○川上委員

その答弁をするに当たって、すでに耐震診断をしていて、どこがどのように脆弱なのか、どこをどう手を入れればどのくらいもつかだとかいう科学的な根拠を基にした答弁ならなるほどと思うわけですが、ところで、5月8日付で体育館等施設整備検討委員会委員長から答申が片峯 誠様ということで出ています。移転、新築建てかえを求める内容になっているわけですがけれども、市の担当課が事務局であったと思いますけれども、この施設整備検討委員会では、きょう提出されたような他都市で耐震診断に基づいて大規模改修をやった事例等の資料の提供はありましたか。

○健幸・スポーツ課長

検討委員会の中で、5市の大規模改修についての資料は提出をしております。

○川上委員

その都市、体育館の名前を教えてください。

○健幸・スポーツ課長

この際の資料の中では名前を付さないでアルファベットで出しておるといような形になっております。うちはわかっております。

○川上委員

妙な答弁を聞きましたけど、5つの都市、体育館の名前をアルファベットで提示したわけですか。どうしてアルファベット、なぜ隠すわけですか。検討委員の皆さんに。

○委員長

わかる人が説明していいですよ。2人で話をするとずれるのであなたが説明しなさい。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:22

再 開 14:22

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

建設予定のものも含みましたので、名前を付さないで資料を作成させていただいております。

○川上委員

そうすると検討委員の皆さんはどこの自治体で、どこの体育館が、どういう事情で大規模改修をしようとしているのかと、あるいはしたのかというのをわからない。独自の調査研究もできない状態であったわけですね。

○健幸・スポーツ課長

今、そのとおりでございます。

○川上委員

市役所の側から事務局ということで、非常に不透明な資料の提供を受けた検討委員会ですけれども、その資料についてはどういう質疑、あるいはそれに基づく意見の展開がありましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:24

再 開 14:35

委員会を再開いたします。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございませんでした。先ほどの説明不足でございましたけど、その資料としては、検討委員会の中で改修、建てかえを比較する中で、今後予定してあります体育館の建てかえ、改修も含めて、資料を提出しましたところ、委員の中からご質問があったというような資料でございます。

○川上委員

いいですよ、その答弁でも。それで、内容を知りたいわけですよ。さっきから言ってるでしょ。あなたが大規模改修について、アルファベットで資料を提供したと。だから、その資料を見て、検討委員の皆さんからはどういう意見の展開があったかと、なかったかということを知りたいわけですよ。

○健幸・スポーツ課長

申しわけございません。委員の質問の中では、大規模改修期間中等どのようにしていたのかと、使用をどのようにしていたのかというようなご質問があっただけでございます。

○川上委員

その質問があっただけという認識ですね。それはそれでしょう。アルファベットでしかわからないから、検討委員はそれについては独自にどういう事情だったのかについて調べることは難しいです。ただし、検討委員の方が本気ならね、インターネットでキーワード入れて検索すれば呉のことだとかはすぐに出てきたはずですよ。それで、今わかったことは、検討委員の皆さんはまともに大規模改修について検討することができなかったということが今明らかになったと思います。

次にお聞きしたいのは、7月26日、庁議開きましたね。前回、さきの委員会で副市長は、その庁議においては意見の取りまとめを片峯市長にお任せするということを確認したと言われました。庁議でみんながせっかく集まっているのに、庁議をしているのに、なぜそこで結論が出なかったのか、それをお尋ねします。

○副市長

庁議の中で結論が出なかったというよりも、体育館のこれについては市長に一任してくれということで、先に提案して取り付けさせていただいております。

○川上委員

副市長、今、非常に重要なことを答弁されましたので、もう少しそのところを具体的に答弁してもらえますか。

○副市長

庁議の中で、市長のほうに一任させてくれという提案で、それで了解を得たということでございます。

○川上委員

そうすると、さきの委員会では、私が先ほど紹介したとおりに答弁されたんですけど、答弁変えますか。

○委員長

ちょっと川上委員、もうちょっとわかりやすく答弁しやすいようにしゃべってやったらいい。  
暫時休憩します。

休 憩 14:39

再 開 14:40

委員会を再開いたします。

○副市長

ただいまの質問について、前回の答弁どおりなんですけど、そのときの庁議の中で市長のほうに決定についてはお任せしますとの意見の集約をいたしまして、その後、市長が私と関係部長を集めまして、これで行こうというふうに決定をいたしたということでございます。

○川上委員

意見の取りまとめを任せるとするのは、その庁議で意見が出されたんですか。それとも、その最初から、この件については、ある市長にお任せしようという事なんですか、議論があったんですか。

○副市長

決定については市長にお任せしますという意見の集約をしたということで、それで提案して決定したと、その後、市長が私と関係部長を集めて、これで行こうというような決定をしたということでございます。

○川上委員

答申については市長に出るものですが、庁議で審議というか、議論をしたんですか。

○副市長

庁議の中で答申については内容の説明があり、いろいろ議論した中で、先ほど言いましたように最終的には市長のほうに決定についてはお任せするという事で意見の集約をしたということでございます。

○川上委員

そうすると、その庁議の場でも、先ほど申し上げた大規模改修についての資料、今日提出された資料は、出されてないということになりますね。そのとおりですか。

○副市長

答申書だけで議論させていただいております。

○川上委員

8月2日、当委員会の5日前ということになりますけど、8月2日に市長と副市長とあとの関係部長はどなたになりますか。

○副市長

都市施設整備推進室長、市民協働部長、行政経営部長の3人と私が市長のところに行きまして協議しております。

○川上委員

そのときにも、皆さんは、例えば呉市とか、具体的な自治体ないし体育館の実例、大規模改修の実例について認識がないままの話し合いをしたということになりますね。そういうことでいいですか。

○副市長

先ほども担当課長が答弁しましたように、最適化債等を使って建設するという事で考えていましたので移転先に建てるということで出発して、大規模改造のことについては何も、その時点では話してお

りません。

○川上委員

5月8日、7月26日、8月2日、3回重要なことがあったんだけど、この3回のそれぞれの中で耐震診断を行えという福岡県知事の命令については話し合いになったことがあるんですか。

○市民協働部長

庁議等での議論というのは記憶がございませんけど、上司のほうに、こういった形で担当部署のほうで通知の認識に誤りがあったという形で報告をさせていただいた上で、耐震診断を実施したいという旨を協議させていただいた上で、決裁の上、了解をいただいています。

○川上委員

5月8日に答申が出たんだけど、その検討委員会の人たちは県知事から命令が出ていたことについては知らないままだったんですか。

○健幸スポーツ課長

存じ上げていらっしやらないと思います。

○川上委員

7月26日の庁議のときにはそこに集まった部長をほかのメンバーは命令が出ていたのを知っていたんでしょ。知ってたんでしょ。

○市民協働部長

8月の協議の折には関係部署はご了解をいただいた上ですので、理解があったと判断しています。

○川上委員

8月2日ですか。7月26日のことを聞いてるんです。そのときに県知事から命令が出たという認識は共有しておったのかって聞いてるわけです。

○市民協働部長

理解しておりました。

○川上委員

そして、8月2日のときは当然認識しておったと。そうすると、大規模改修についての具体的な他都市の事例もわからない、知らない。それから、検討委員会自身はこの県知事の命令が出たのも知らない状態で、この答申を出したんだけど、それで、今からの質問の予定は、それではその片峯市長はこの答申の第1、第2ともに建てかえが望ましいと書いてある理由書き、5つの理由が、その根拠のあるものかどうかについて、考えたはずです。そのことについて今から聞こうと思うんですけど、委員長、時間の配分はどうですか。

○委員長

一応、3時を時間としていますので、また後日委員会を開きますので、その際にしていただければどうでしょうか。

○川上委員

答申書は第1体育館は、隣接する第2体育館とともに建てかえが望ましいと言ってくるわけですよ。建てかえなきゃならないとは書いてないわけ。

望ましいとする理由の第1が、お読みになればわかると思いますが老朽化している、バリアフリーがないということなんです。これ、大規模改修するとき、老朽化したままの大規模改修とかなないでしょう。バリアフリーをしない大規模改修とか100%ありません。だから、これは論理が矛盾してるってどうか、答申の内容と①は何の関係もないわけです。このことについて次の機会に聞きたい。

それから②については、呉市の場合は、それぞれに事情があろうと思いますけど、建築は昭和39年というわけですよ。それから言うところには一般的には耐用年数が20年程度しかないことから、どういう根拠があって、こういう記載があるのか。現実に検討委員会でそのような審議がされてるはずだけど、何をもとに、こういう審査をしたのかな、表現が出てくるのかということ。これも移転新築建てかえの根拠にはならない。

それから3点目は、先だつてからの委員会でも言うておりますけども、駐車場が不足しているなどと運営に支障がある状況を解消できないと、大規模改修を行っても。果たしてそうでしょうか。現実には確かに、困った人もおられると思うけれども、穂波イオンに市のほうで相談をして、使わせてくださいというような事前了解をとって、事故が起こらないようにしている現実もあるわけですね。このことは検討委員会でも紹介されてるわけでしょ。なぜそういうことを書き続けるのか。これは不思議で仕方がない。

それから、④については、競技面積だとか、それから、避難所としての防災拠点機能に必要な有効床面積が確保できないとか書いているんだけど、これについて、本当に具体的な検討をした数値があるのか、ないのか。

そして最後が5点目、第2体育館について老朽化が著しく、近々中に大規模改修が必要であることを踏まえると、これは証明抜き結論が出てきてるわけです。ここの根拠も知りたい。これを基本的には片峯市長がどのように受けとめたのか。これを私が思ったような資料を検討委員会が提示を受けて議論を本当にしたのか、それとも市の職員で構成する事務局が基本的に書いたものを少数意見も書かないまま、この答申にまとめてしまったものなのかね、先ほどおためぼかしということが言われました。相手のためになしていることだと装いながら実は自分のためと、そういう資料だとか、自分が任命して意見を貰いたい諮問機関、検討委員会、市の都合の良いように誘導するようなね、運営の補助の仕方、サポートの仕方というのはいただけないと思うんですよ。そうした点について、次回以降質問させていただきたいと思いますので、資料等の要求もするかと思いますけど、よろしくお願いします。

○委員長

ありがとうございました。そういう5問の質問に対して、次回お答えいただきたいと思います。ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

執行部にお尋ねしますが、先ほど古本委員の質問のなかでインフラ整備が必要だと。あなた方、答弁の中で、下水道管の敷設替えについては老朽化していると、これは体育館が建っても建たなくても老朽化だから、まあ、答弁では言い直されましたけど、こういうことを最初から整理せず書いて出すというのはどうかなと思いますよ。もう少しきちんと整理をしてメリット、デメリットを出してほしいと思いますね。十分時間があつたわけでしょ、そういう整理をする。課長に聞いてるわけ。それを平気でこういう資料として配付されること、これは今から先も、こういうことがあつちやならんと思いますよ。それともう1点、オートレース場の近くに今現在、陸上競技場とテニスコートがありますよね。これはどちらが先ですか、レース場が先に出来たんですか。それとも陸上競技場が先に出来たんですか。

続けて言いますけれど、先ほどあなた方が一生懸命答弁をされていましたがね、あくまでもレース場、こういう公共施設、例えば学校とかこういう運動施設、これがある場合は1キロメートル以内、1000メートル離れないと、公営ギャンブルであると、極端な言い方をするとパチンコ屋さんとか、そういったものを建ててはいけませんよというのはあるけれど、こういうオートレースとか公営ギャンブルのあるところに学校をつくっちゃいかんとか、そういう法律はないわけでしょ。その辺りはどうで

すか。

○市民協働部長

言われるとおり、文教施設のあるところについての競走場の設置というのは、先ほど言われますとおり、基準がございます。逆については言われますとおり、基準はございませんけれども、本来的には好ましくない——。「いや、あるかないかを聞いている。」と呼ぶ声あり）ございません。

○坂平委員

そうしたら、全国的にオートレース場が何カ所もあると思いますよ。そういう、例えば学校が1000メートル以内に、レース場のそばにあるというものはありませんか、全国的に。あるかないか。では、それはどこのオートレース場かわかってありますか。

○健幸・スポーツ課長

川口オートレース場のところには隣接して道を挟んだ前に学校、それから病院等もございます。

○坂平委員

だから、そういったこともきちっと答弁の中で説明をしていただかないとね、わかっている方もおられれば、わかっている方もおられるんですよ。だから、もう少し執行部としてそういった説明責任はきちっと果たしていただきたいと私は思います。それによって、我々の見方、考え方もまた変わる場合もあるわけですからね。だから、もう少し執行部はその辺りを正確に説明責任を果たしていただきたいと、私は思います。

それともう1点、車社会、交通の面ですけれどね、車社会の中で、今、鯉田中線、これ整備されていますよね。福間線のほうからずっと。だから、インフラ整備にしても、その辺りもきちっと、こういった鯉田中線、これは資料、ここに平面図もありますけれどね、こういったものもできれば出していただいて、ここにはこういう利便性もありますよとか、では目尾もこういうふうなものがありますよとかいう、両方とも資料としては出すべきものは出して、あなた方もそれを専門でされておるわけだから、我々が判断しやすい格好、そしてあなた方が例えば、目尾なら目尾に決めるとか、鯉田なら鯉田、2カ所今候補地が挙がっているわけですから。だから、その中でどちらにしたいということをきちっとわかるような説明責任を、もう少し我々が特別委員会の委員のメンバーの方々が理解しやすいような説明を詳しくしてほしいと、私思います。その辺りだけお願いして質問を終わりますけれどね。よろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

重なるかもわかりませんが、利便性の問題が言われておりました。現状のいろいろな地区にある体育施設について、車社会だからということです。公共交通は関係ないじゃないかというお話がありました。今、坂平委員が言われたように、鯉田中線が今度は出来上がりますと、非常に寄り付きはよくなります。鯉田の市民広場というところは。市民公園広場ですか。私は思っています。それプラス、確かに現状の体育館に公共交通で来ているかと思ったら、来ていないです。しかし、車で来ているということで、だから駐車場の整備の問題とかいうことがある。今言ったように、市民公園広場になると、今言ったような、ここに資料で出されておりますように、201号バイパス、200号線ですか。縦横とも寄り付きがよくなって、なおかつ鯉田中線ができるから、幸袋地区からも入りやすい。そういう車社会に対応した場所でもあるし、なおかつバス路線があつて、JRの浦田駅があるから公共交通で寄りやすい。私、こう思うんですよ、いつも。ここに答申がありますけれど、答申の最後の中に、「公共交通の

利便性が高く、多くの市民の方や広域からの利用がしやすい立地であること」と一言あるのはなぜかなど。私も昔スポーツをやっておりました。中学、高校と。そのときに大会とか出て行くときに、学校の先生が車に乗せて連れて来てくれていたんですね。昨今の、私の子どももスポーツをやっておりました。娘はソフトボール、息子はバスケットとか野球とかをやっていて、会場に行くときに誰が連れていっているかという問題があるんです。これは保護者を中心に、学校の先生。そのときに、例えば野球のとき、メンバーを揃えてマイクロバスに乗せて学校の先生が運転する。保護者の親が運転する。そういうことが多いんですね。これは今度は体育館ですから、体育館競技、室内競技ですから人数は少ないと思うんですけど、よく野球とか、野球に限らずですけど、事故があっているでしょう。引率の先生が車を運転していて、事故がありましたと。生徒がけがしました、児童がけがしましたというようなことがありますから、ある意味、私はなぜ公共交通があるところがいいかと言うと、そういう保護者や教師の負担を軽減するためには公共交通があったほうが利用価値が上がると思います。そういうことがあるから、ここに、答申に出てきたのではないかと私は勝手に思っておるんですけど。やはり交通社会、車社会の中においても、鉄道とかバスという公共交通の利便性というのは、価値はあると思っておりますので、その辺はよく考えてどこに施設をつくるか、いただければいいかなと思います。

それとともに、懸案事項の中に、これは質問させていただきますけれどね、オートレース場の件が出ていますね。渋滞のときに、混雑緩和等に対応が必要とある。これね、いつの時代のことを言っているのか、ちょっとよくわからないんですよ。オートレース場も昔は団地の中に車がとまったり、いろいろ困っていたんです。ところが今は駐車場が余る状況なんですよ。だから、皆さんが思っているイメージというのは、オートレース場が売上げが多く上がって、市に税金がどんどん、売上金が還付されている。還付というんですかね。市のほうに入ってきた、繰り入れられたときの考えではないかと思うんですよ。実際に、オートレースの利用者の動向がどうなっているか、つかまえてみてください。そして、じゃあどの時点が一番混雑しているかよく見てください。私、あそこに住んで結構なりますからね。全然環境が違ってきていますよ。そういうものをやはりデータとして出さないと、確かにここに並べていったときに、健康の森公園内に比べれば、車の量が多いかもわからないですよ。だけど、実態は何台あるかということ、考えてみていただいたほうがいいんじゃないかなと。この辺は資料として、次に出していただければと思っております。

もう1つ、これ大事なことなんです。高圧線が通っているんですよ、あそこ。これは絶対によけて通れない問題ですよ、これは。高圧線に対して、どういう建物をつくるか。そのときに高圧線の影響はどれだけあるのか。要は敷地面積に対して、あそこは北側に何かな、もう1つ、横の広場がありますね。あちらのほうに、通路側に斜めにかかっているんです。それが高圧線ですから、ここに書いている、影響はあるというのは事実です。では、影響はどういうふうにあるのか。これによって、敷地に対して建物がどういうふうに建つのか。こういうことをやっぱり懸案事項ですと言って、懸案はどういうふうにマイナスに働くんですよということを示してもらわないと、ただ、だから対応はどうするんですかと、また質問をしなくてはいけないでしょう。わかっていることは資料として皆さんも出してくださいますから、そういうものをきちっと出してくれないと、審議ができないでしょう。そういうことはちゃんと把握しているんでしょう。把握した中で、十分、執行部として検討していただいて、どこにつくるか、考えをまとめていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

要望だけしておきます。資料要求はしませんけれど、私、以前から大きな体育館1つではなくて、各地に小さい規模のやつを複数つくったらいかがかなというご提案を差し上げておりましたが、きょうは執行部のほうが、いや新しく体育館をつくるんだということであれば、そのご提案はなしになったというふうに理解をしておりますので、どのような理由でなしにされたのかというようなことも、次回お聞きしたいと思いますので、ご準備のほどよろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようでございますので、本件につきましては引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

これもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。